

令和 2 年 度

エネルギー対策特別会計財務書類

エネルギー対策特別会計財務書類は、「特別会計に関する法律」第 19 条第 1 項の規定により、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類である。

エネルギー需給勘定

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)		前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)
＜資 産 の 部＞			＜負 債 の 部＞		
現 金 ・ 預 金	357,092	384,657	未 払 金	59	58
有 価 証 券	614,964	429,182	未 払 費 用	23	17
た な 卸 資 産	1,487,312	1,473,777	賞 与 引 当 金	33	32
未 収 金	3,255	1,574	政 府 短 期 証 券	1,175,148	1,163,124
貸 付 金	30,640	35,112	借 入 金	350,009	332,709
貸 倒 引 当 金 △	1,744 △	1,574	退 職 給 付 引 当 金	498	496
有 形 固 定 資 産	458,373	428,558			
国有財産(公共用 財産を除く)	455,932	426,588			
土 地	53,025	52,351			
立 木 竹	1,203	1,177			
建 物	13,906	13,180			
工 作 物	384,221	356,704			
船 舶	3,574	3,173			
物 品	2,441	1,969	負 債 合 計	1,525,773	1,496,439
無 形 固 定 資 産	99	91	＜資産・負債差額の部＞		
出 資 金	477,201	956,149	資 産 ・ 負 債 差 額	1,901,422	2,211,090
資 産 合 計	3,427,196	3,707,529	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	3,427,196	3,707,529

業 務 費 用 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 3 年 3 月 31 日〕
人 件 費	470	454
賞 与 引 当 金 繰 入 額	33	32
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	84	8
補 助 金 等	300,437	292,137
委 託 費	140,939	130,333
分 担 金	155	153
拠 出 金	3,239	3,826
補 給 金	25,719	25,671
独 立 行 政 法 人 運 営 費 交 付 金	164,155	165,003
国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金 等	7,284	6,762
一 般 会 計 へ の 繰 入	0	0
庁 費 等	520	688
公 債 事 務 取 扱 費	2	2
そ の 他 の 経 費	258	85
減 価 償 却 費	37,615	36,267
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,531	—
支 払 利 息	△ 847	△ 722
為 替 換 算 差 損 益	2,416	△ 4,472
資 産 処 分 損 益	△ 2,822	2,529
た な 卸 資 産 評 価 損	16	14
本 年 度 業 務 費 用 合 計	681,213	658,778

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 3 年 3 月 31 日〕
I 前年度末資産・負債差額	1,837,066	1,901,422
II 本年度業務費用合計	△ 681,213	△ 658,778
III 財 源	755,923	700,408
1 自 己 収 入	72,715	37,075
そ の 他 の 財 源	72,715	37,075
2 他会計からの受入	683,208	663,332
一般会計からの受入	683,208	663,332
IV 無償所管換等	△ 524	722
V 資産評価差額	△ 9,830	267,316
VI その他資産・負債差額の増減	—	△ 0
VII 本年度末資産・負債差額	1,901,422	2,211,090

区 分 別 収 支 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	84,362	51,795
他会計からの受入		
一般会計からの受入	683,208	663,332
出資金の回収による収入	—	31,351
有価証券の売却・償還による収入	0	—
前年度剰余金受入	337,584	357,091
財 源 合 計	1,105,155	1,103,571
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 540	△ 499
補 助 金 等	△ 300,437	△ 292,137
委 託 費	△ 140,939	△ 130,333
分 担 金	△ 155	△ 153
抛 出 金	△ 3,239	△ 3,826
補 給 金	△ 25,719	△ 25,671
独立行政法人運営費交付金	△ 164,155	△ 165,003
国有資産所在市町村交付金等	△ 7,284	△ 6,762
一般会計への繰入	△ 0	△ 0
出 資 に よ る 支 出	△ 62,000	△ 56,500
庁 費 等 の 支 出	△ 3,760	△ 683
そ の 他 の 支 出	△ 228	△ 93
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 708,462	△ 681,664
(2) 施 設 整 備 支 出		
建物等に係る支出	△ 10,671	△ 7,415
施設整備支出合計	△ 10,671	△ 7,415
業 務 支 出 合 計	△ 719,133	△ 689,079
業 務 収 支	386,022	414,492

Ⅱ 財 務 収 支				
政府短期証券の発行による収入		1,174,700		1,162,900
政府短期証券の償還による支出	△	1,185,700	△	1,174,700
借 入 に よ る 収 入		228,041		225,680
借入金の返済による支出	△	244,994	△	242,979
利 息 の 支 払 額	△	974	△	732
公債事務取扱に係る支出	△	2	△	2
財 務 収 支	△	28,930	△	29,834
本 年 度 収 支		357,092		384,657
翌年度一般会計への繰入	△	0		—
翌 年 度 歳 入 繰 入		357,091		384,657
その他歳計外現金・預金本年度末残高		0		—
本年度末現金・預金残高		357,092		384,657

注 記

1 重要な会計方針

(1) 外貨建金銭債権債務等の換算方法

会計年度末の為替レートにより換算を行っており、換算差額については、業務費用計算書の「為替換算差損益」に計上している。(1カナダドル=87.78円)

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度末の市場価格に基づく時価法によっている。市場価格のないものについては、全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている有価証券であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産は国家備蓄石油、国家備蓄石油ガス、備蓄石油製品及び売却予定の国有財産であり、評価基準及び評価方法は以下のとおりである。

① 国家備蓄石油、国家備蓄石油ガス及び備蓄石油製品

評価基準は、当該たな卸資産は我が国への石油の供給が不足する事態に備えて保有しているものであり、売却を目的とした資産ではないため、取得原価とし、評価方法は油・ガス種別総平均法によっている。

② 売却予定の国有財産

評価基準は国有財産台帳価格とし、評価方法は個別法によっている。

(4) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産(公共用財産を除く)については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法(平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法)によっている。

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。

なお、残存価額まで到達している国有財産(公共用財産を除く)及び物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

地上権等については、国有財産台帳上、取得時点において取得価額は0円で計上され、その後価格改定時に評価額が決定されることから、減価償却は行わず、国有財産台帳価格を計上している。

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(5) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格(出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額)によって評価している。

(6) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分(期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6)を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額…勤続年数別の職員数×平均給与×自己都合退職手当支給率
- ・調整額…「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数×想定される調整月額単価×60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源(昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分)に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる割引率について

- ・割引率：3.9%

(令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 135,400 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 49,585 百万円

3 追加情報

(1) 出納整理期間

本勘定は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収可能性に重大な懸念が生じているもの

債権の種類：石炭勘定から承継した返納金債権

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金額：20 百万円

債権の種類：補助金の返納金債権等

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金額：1,554 百万円

(3) 業務費用計算書における収益の計上

- ・「支払利息」において、石油証券の発行高を超過する収入金のうち当期分の 1,448 百万円が計上されている。
- ・「為替換算差損益」において、為替換算差益 4,472 百万円が計上されている。
- ・「資産処分損益」において、物品の処分益 6 百万円が計上されている。

(4) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「有価証券」には、平成 17 年度に石油公団から承継した売却を目的としている株式を計上している。
- ・「たな卸資産」には、国家備蓄石油、国家備蓄石油ガス、備蓄石油製品及び売却予定の国有財産を計上している。
- ・「未収金」には、返納金債権等を計上している。
- ・「貸付金」には、債権管理簿で管理している石油公団から承継した貸付金を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産(公共用財産を除く)」には、国有財産台帳価格を計上している。

- ・「土地」には、国家石油備蓄基地に係る用地等を計上している。
- ・「立木竹」には、国家石油備蓄基地内の植栽を計上している。
- ・「建物」には、国家石油備蓄基地の事務所等を計上している。
- ・「工作物」には、国家石油備蓄基地の原油タンク等を計上している。
- ・「船舶」には、国家石油備蓄基地で起きる事故に備えた消防船等を計上している。
- ・「物品」には、取得価格(見積価格)が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、国家石油備蓄基地に係る地上権等に係る国有財産台帳価格等を計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、貨幣交換差減補填金、児童手当及び消費税等に係る未払額を計上している。
- ・「未払費用」には、借入金に係る未払利息を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「政府短期証券」には、石油証券を計上している。
- ・「借入金」には、民間金融機関及び財政融資資金からの借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源に係る引当金を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの(職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当及び賞与等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち本会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費」には、国家備蓄石油管理等委託費等を計上している。
- ・「分担金」には、国際再生可能エネルギー機関に対する分担金を計上している。
- ・「拠出金」には、国際エネルギー機関の運営等に要する経費の拠出金を計上している。
- ・「補給金」には、国家備蓄石油を保管する石油精製業者等に対する施設借上げ経費相当額の補給金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、国有資産所在市町村・都道府県交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「公債事務取扱費」には、政府短期証券事務取扱に係る費用等を計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。

- ・「貸倒引当金繰入額」には、前会計年度において、貸倒引当金が増加したことに伴う繰入額を計上している。
- ・「支払利息」には、借入金に関して発生した利息から、政府短期証券の発行高を超過する収入金のうち当期分を差し引いた額を計上している。
- ・「為替換算差損益」には、石油公団から承継した貸付金の外貨建金銭債権の換算差額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、たな卸資産の売却等に伴い生じた損益を計上している。
- ・「たな卸資産評価損」には、たな卸資産の国有財産台帳の価格改定に伴い、価格改定後の台帳価格が価格改定前の台帳価格を下回った場合の当該差額を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、独立行政法人納付金収入及び雑収入(石油公団承継株式配当金収入等)を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第90条の規定に基づく石油石炭税収入相当額の燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、たな卸資産のうち備蓄石油及び備蓄石油ガスの帳簿上の数量と検尺により測定した実測値の数量との差に伴う差額等により生じた資産・負債差額の増減を計上している。
- ・「資産評価差額」には、有価証券の評価差額(強制評価減に係るものを除く)及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、「特別会計に関する法律」第8条第2項の規定により令和2年度一般会計の歳入に繰り入れた令和2年度特別会計予算予算総則第12条に定める金額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、備蓄石油売払代、独立行政法人納付金収入及び雑収入(石油公団承継株式配当金収入等)を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第90条の規定に基づく石油石炭税収入相当額の燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「出資金の回収による収入」には、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構等からの出資金回収額を計上している。
- ・「有価証券の売却・償還による収入」には、前会計年度において、石油公団から承継した株式の会社清算による残余財産分配の収入を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本勘定の前年度剰余金を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの(職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費」には、国家備蓄石油管理等委託費等を計上している。

- ・「分担金」には、国際再生可能エネルギー機関に対する分担金を計上している。
- ・「拠出金」には、国際エネルギー機関の運営等に要する経費の拠出金を計上している。
- ・「補給金」には、国家備蓄石油を保管する石油精製業者等に対する施設借上げ経費相当額の補給金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、国有資産所在市町村・都道府県交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「出資による支出」には、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当する支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、国家石油備蓄基地等の工作物等の資産計上に繋がる支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「政府短期証券の発行による収入」には、石油証券の発行による収入を計上している。
- ・「政府短期証券の償還による支出」には、石油証券の償還による支出を計上している。
- ・「借入による収入」には、民間金融機関及び財政融資資金からの借入金に係る収入を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、民間金融機関及び財政融資資金への借入金返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、借入金に係る利子支払を計上している。
- ・「公債事務取扱に係る支出」には、政府短期証券事務取扱に係る費用等を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度一般会計への繰入」には、前会計年度において、本勘定での決算処理による翌年度一般会計への繰入を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」に「翌年度一般会計への繰入」を加減したものを計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、前会計年度において、本勘定での決算処理による翌年度一般会計への繰入を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を加えたものを計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ③ 石油公団からの資産、債権及び債務の承継

「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」第5条の規定に基づき、「特別会計に関する法律」附則第66条第27号の規定による廃止前の「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」が改正され、平成15年度において、石油の備蓄の増強を図るための国家備蓄石油の取得、管理等並びに国家備蓄施設の設置及び管理を国自らが実施することとなった。

これに伴い、「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」附則第 10 条及び第 12 条に基づき、平成 15 年 4 月 1 日及び平成 16 年 2 月 1 日にそれぞれ国家備蓄石油及び国家備蓄施設に係る資産及び負債(借入金及び公債)を、併せて同法附則第 2 条及び「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」第 10 条の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日に石油公団に係る資産(現金、有価証券)、債権及び債務を石油公団から承継している。

④ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

過年度の物品の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。

この修正により、本会計年度の貸借対照表において、物品が 7 百万円減少し、資産・負債差額が 7 百万円減少しており、資産・負債差額増減計算書において、無償所管換等が 7 百万円減少している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	384,657
合 計	384,657

② 有価証券の明細

ア 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
国際石油開発帝石株式会社(普通株式)	314,722	△ 281,596	—	—	120,842	—	153,969
国際石油開発帝石株式会社(種類株式)	0	△ 0	—	—	△ 0	—	0
石油資源開発(株)株式	34,531	△ 29,673	—	—	35,076	—	39,934
サハリン石油ガス開発(株)株式	50,144	△ 38,848	—	—	18,572	—	29,868
モエコタイランド(株)株式	4,506	△ 4,506	—	—	4,620	—	4,620
J J I S & N B.V. 株式	228	△ 0	—	—	△ 14	—	213
インペックス南西カスピ海石油(株)株式	134,541	△ 108,280	—	—	104,353	—	130,614
オハネットオイルアンドガス(株)株式	668	△ 620	—	—	629	—	676
J X ミャンマー石油開発(株)株式	4,885	△ 3,115	—	—	2,720	—	4,490
三井石油開発(株)株式	70,597	△ 63,959	—	—	58,019	—	64,657
(株)ユニバースガスアンドオイル株式	138	△ 136	—	—	134	—	136
合 計	614,964	△ 530,737	—	—	344,955	—	429,182

イ 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(市場価格があるもの)

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
国際石油開発帝石株式会社(普通株式)	314,722	△ 281,596	—	—	120,842	—	153,969
石油資源開発(株)株式	34,531	△ 29,673	—	—	35,076	—	39,934
合 計	349,254	△ 311,270	—	—	155,919	—	193,903

ウ 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細(市場価格がないもの)

(単位：百万円)

種 類	前年度末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
国際石油開発帝石株式会社(種類株式)	0	△ 0	—	—	△ 0	—	0
サハリン石油ガス開発(株)株式	50,144	△ 38,848	—	—	18,572	—	29,868
モエコタイランド(株)株式	4,506	△ 4,506	—	—	4,620	—	4,620
J J I S & N B.V. 株式	228	△ 0	—	—	△ 14	—	213
インペックス南西カスピ海石油(株)株式	134,541	△ 108,280	—	—	104,353	—	130,614
オハネットオイルアンドガス(株)株式	668	△ 620	—	—	629	—	676
J X ミャンマー石油開発(株)株式	4,885	△ 3,115	—	—	2,720	—	4,490
三井石油開発(株)株式	70,597	△ 63,959	—	—	58,019	—	64,657
(株)ユニバースガスアンドオイル株式	138	△ 136	—	—	134	—	136
合 計	265,710	△ 219,467	—	—	189,036	—	235,279

エ 市場価格のある有価証券(満期保有目的以外)の時価等の明細

(単位：百万円)

銘柄	株 式 数	取 得 原 価	時 価	貸 借 対 照 表 計 上 額
国際石油開発帝石(株)(普通株式)	276,922,800 株	33,126	153,969	153,969
石油資源開発(株)株式	19,432,724 株	4,858	39,934	39,934
合 計	296,355,524 株	37,984	193,903	193,903

オ 市場価格のない有価証券(満期保有目的以外、株式)の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	資 産 (A)	負 債 (B)	純 資 産 額 (C=A-B)	資 本 (D) 金	特別会計からの出資累計額 (E)	出 資 割 合 (F=E/D) %	純資産額による算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上額(国有財産台帳価格)	使用財務諸表
国際石油開発帝石(株)(種類株式)	3,122,776	942,577	2,180,198	1,314,612	0	0.00%	0	0	法定財務諸表
サハリン石油ガス開発(株)	88,483	28,747	59,736	22,592	11,296	50.00%	29,868	29,868	法定財務諸表
モエコタイランド(株)	12,712	3,200	9,511	2,499	1,214	48.57%	4,620	4,620	法定財務諸表
J J I S & N B.V.	646	4	641	3,592	1,178	33.32%	213	213	法定財務諸表
インベックス南西カスピ海石油(株)	268,051	1,491	266,560	53,594	26,261	48.99%	130,614	130,614	法定財務諸表
オハネットオイルアンドガス(株)	1,742	388	1,353	95	47	50.00%	676	676	法定財務諸表
J X ミャンマー石油開発(株)	9,946	965	8,981	3,540	1,770	50.00%	4,490	4,490	法定財務諸表
三井石油開発(株)	468,897	146,159	322,738	33,133	6,638	20.03%	64,657	64,657	法定財務諸表
(株)ユニバースガスアンドオイル	822	1	820	12	2	16.66%	136	136	法定財務諸表
合 計	3,974,079	1,123,536	2,850,542	1,433,670	48,407	—	235,280	235,279	

(注 1) JJI S&N B.V. に対する「出資割合」については、国有財産台帳の価格改定に関する評価要領第 3 の 8(1)②の規定に基づき、政府出資に係る株数を法人の発行済株式の総数で除して算出した割合を記載している。

(注 2) 以下の有価証券については、過年度において強制評価減を実施している。

(単位：百万円)

出 資 先	特別会計からの出資累計額	貸 借 対 照 表 計 上 額	資産評価差額	強 制 評 価 減 実 施 累 計 額	強制評価減実施年度
国際石油開発帝石(株)(種類株式)	0	0	△ 0	0	平成 25 年度
モエコタイランド(株)	1,214	4,620	4,620	1,214	平成 18 年度
J J I S & N B.V.	1,178	213	△ 14	950	平成 17 年度、19 年度及び 28 年度
合 計	2,392	4,834	4,606	2,164	

③ たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種 類	前 年 度 末 残 高	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	たな卸資産 評 価 損	評 価 差 額	本 年 度 末 残 高
備 蓄 石 油(注 1) (kl)	1,283,841 (46,746,043)	— (—)	13,480 (479,448)	— (—)	— (—)	1,270,360 (46,266,595)
備 蓄 石 油 ガ ス(注 2) (トン)	90,235 (1,395,496)	— (—)	39 (656)	— (—)	— (—)	90,195 (1,394,840)
備 蓄 石 油 製 品(注 3) (kl)	112,864 (1,429,090)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	112,864 (1,429,090)
売却を前提として保有している国有財産	371	—	—	14	—	357
土 地	56	—	—	0	—	56
建 物	309	—	—	14	—	295
工 作 物	5	—	—	0	—	5
合 計	1,487,312	—	13,520	14	—	1,473,777

(注 1) 備蓄石油の本年度末における時価は、2,089,560 百万円となっている。なお、時価は令和 3 年 3 月末の油種別の産油国公式販売価格(OSP)にフレートと保険料を加えた価格に基づいて算定している。

(注 2) 備蓄石油ガスの本年度末における時価は、92,420 百万円となっている。なお、時価は令和 3 年 3 月末の貿易統計に基づく CIF 価格に基づいて算定している。

(注 3) 備蓄石油製品の本年度末における時価は、127,171 百万円となっている。なお、時価は東京商品取引所が発表した令和 3 年 3 月末の京浜地区スポットマーケット価格に基づいて算定している。

④ 未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
返 納 金 債 権	民間団体	1,443
損 害 賠 償 金 債 権	民間団体等	131
合 計		1,574

⑤ 貸付金の明細

(単位：百万円)

貸 付 先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸 付 事 由 等
民 間 団 体	30,640	4,472	—	35,112	石油公団から承継した貸付金
合 計	30,640	4,472	—	35,112	

⑥ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	貸 付 金 等 の 残 高			貸 倒 引 当 金 の 残 高			摘 要
	前年度末 残	本 年 度 増 減 額	本年度末 残	前年度末 残	本 年 度 増 減 額	本年度末 残	
未 収 金	3,255	△ 1,681	1,574	1,744	△ 170	1,574	個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止等債権	81	△ 81	—	81	△ 81	—	
履行期限到来等債権	1,664	△ 89	1,574	1,663	△ 89	1,574	
上記以外の債権	1,510	△ 1,510	—	—	—	—	
貸 付 金	30,640	4,472	35,112	—	—	—	
徴収停止等債権	—	—	—	—	—	—	
履行期限到来等債権	—	—	—	—	—	—	
上記以外の債権	30,640	4,472	35,112	—	—	—	
合 計	33,895	2,790	36,686	1,744	△ 170	1,574	

⑦ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本 年 度 減 価 償 却 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有 形 固 定 資 産)						
国有財産(公共用財産を除く)	455,932	7,415	710	35,350	△ 698	426,588
行 政 財 産	455,932	7,415	710	35,350	△ 698	426,588
土 地	53,025	—	—	—	△ 674	52,351
立 木 竹	1,203	—	2	—	△ 24	1,177
建 物	13,906	34	15	745	—	13,180
工 作 物	384,221	7,375	691	34,201	—	356,704
船 舶	3,574	4	2	403	—	3,173
物 品	2,441	1,007	567	910	—	1,969
小 計	458,373	8,422	1,278	36,261	△ 698	428,558
(無 形 固 定 資 産)						
国 有 財 産	85	—	—	—	△ 1	84
行 政 財 産	85	—	—	—	△ 1	84
地 上 権 等	85	—	—	—	△ 1	84
ソ フ ト ウ ェ ア	13	0	—	6	—	7
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	0	0	0	—	—	0
小 計	99	1	0	6	△ 1	91
合 計	458,473	8,424	1,279	36,267	△ 700	428,650

⑧ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法 人 名 等	前 年 度 末 残 高	評価差額の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強制評価減	本 年 度 末 残 高
○独 立 行 政 法 人							
石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等勘定)	440,950	23,533	56,500	30,000	430,380	—	921,364
石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石炭経過勘定)	29,487	6,884	—	—	△ 7,810	—	28,561
新エネルギー・産業技術総合開発機構(エネルギー需給勘定)	6,763	△ 4,375	—	1,351	5,185	—	6,222
合 計	477,201	26,042	56,500	31,351	427,756	—	956,149

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	資 産 (A)	負 債 (B)	純 資 産 額 (C=A-B)	資 本 金 (D)	特別会計から の出資累計額 (E)	出 資 割 合 (F=E/D) %	純資産額に よる算出額 (G=C×F)	貸借対照表計 上額(国有財 産台帳価格)	使用財務諸表
○独 立 行 政 法 人									
石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等勘定)	1,667,733	718,858	948,875	698,441	678,191	97.10%	921,364	921,364	法定財務諸表
石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石炭経過勘定)	38,863	1,901	36,961	47,069	36,372	77.27%	28,561	28,561	法定財務諸表
新エネルギー・産業技術総合開発機構(エネルギー需給勘定)	89,023	82,395	6,627	1,104	1,036	93.89%	6,222	6,222	法定財務諸表
合 計	1,795,620	803,155	992,464	746,614	715,600	—	956,149	956,149	

(注) 以下の出資金については、過年度において強制評価減を実施している。

(単位：百万円)

出 資 先	特別会計から の出資累計額	貸 借 対 照 表 計 上 額	資産評価差額	強 制 評 価 減 実 施 累 計 額	強制評価減実施年度
○独 立 行 政 法 人					
石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等勘定)	678,191	921,364	430,380	187,207	平成 30 年度
合 計	678,191	921,364	430,380	187,207	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
貨 幣 交 換 差 減 補 填 金	日本銀行	51
児 童 手 当	個人	0
消 費 税 等	税務署	6
合 計		58

② 政府短期証券の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差 引 残 高
石 油 証 券	1,174,700	4,687,000	4,698,800	1,162,900	△ 224	1,163,124
合 計	1,174,700	4,687,000	4,698,800	1,162,900	△ 224	1,163,124

(注) 前年度末残高は額面金額を記載している。

③ 借入金の明細

(単位：百万円)

借 入 先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
民 間 金 融 機 関	217,700	217,700	217,700	217,700
財 政 融 資 資 金	132,309	7,980	25,279	115,009
合 計	350,009	225,680	242,979	332,709

④ 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退 職 手 当 に 係 る 引 当 金	445	2	7	450
整 理 資 源 に 係 る 引 当 金	52	7	0	46
合 計	498	10	8	496

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
産油国等連携強化促進事業費補助金	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,523	産油国との戦略的かつ重層的な関係構築を図るため、資源国との幅広い分野での協力事業を日本企業等の強みを活かし実施する事業等に必要な経費に対する補助	有
	民間団体等	2,582		無
	小 計	8,106		
石油精製合理化対策事業費等補助金	民間団体等	5,566	石油コンビナート等の生産性及び危機対応力を向上させるため、複数の製油所等の統合運営のための設備最適化投資や製油所単位での安定供給・輸送能力の強化等のために必要な設備等の導入投資、大規模災害時にも出荷機能を十分に維持するために必要な油槽所の強靱(じん)化投資の助成事業等に対する補助	無
石油製品品質確保事業費補助金	民間団体	1,031	全国の給油所における石油製品の試買分析、市場に広く流通する可能性のある不適合燃料の特性・性状について詳細な分析・調査に必要な経費に対する補助	無
石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	民間団体等	29,778	サービスステーション(SS)等の燃料供給拠点の災害対応能力の更なる強化を図るための自家発電設備の導入工事や緊急配送用ローリーの配備に係る支援、SSにおける地下タンクの漏えい防止工事や撤退時における地下タンクの撤去工事及び本土と比較して割高な離島においてガソリン小売価格の実質的な引き下げ等に対する補助	無
大規模石油災害対応体制整備事業費補助金	民間団体	508	大規模石油災害に対応するための油濁防除資機材の整備事業等に必要な経費に対する補助	無
石油資源探掘対策事業費補助金	民間団体等	973	石油・天然ガスの賦存や具体的な地質構造を確認するために実施する掘削調査(試錐)事業等に対する補助	無
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構船舶建造費補助金	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2,644	三次元物理探査船等の整備等に必要な経費に対する補助	有
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	6,585	電力多消費産業に対する賦課金の減額措置によって必要となる費用を補填する事業等に必要な経費に対する補助	有
	民間団体等	59,126		無
	小 計	65,712		
エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金	民間団体等	55,897	事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、技術の先端性、省エネ効果及び費用対効果等を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新等に対する助成事業等に必要な経費に対する補助	無
温暖化対策促進事業費補助金	民間団体	200	先進的な低炭素技術を持つ我が国企業の海外展開を促進し、温室効果ガスの削減に貢献するため、我が国企業の現場を活用した研修及び海外の企業現場への専門家派遣による技術指導等に対する補助	無
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	民間団体等	94,103	エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を目的とした設備等及び技術開発等に対する補助	無
非化石エネルギー等技術開発費補助金	民間団体	2,887	電力グリッド上に散在するエネルギーリソースを統合的に制御することで、発電所のような電力創出・調整機能が仮想的に構成されたものの構築を図る実証及び電力需給状況等に応じた電気料金による電動車充電のシフトを検証する実証に対する助成事業に対する補助	無
石油貯蔵施設立地対策等交付金	地方公共団体	5,230	石油貯蔵施設の立地の円滑化等に資するため、同施設の所在する地方公共団体に対する交付金	無
二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	地方公共団体	18,757	再生可能エネルギー等を利用した自立・分散型のエネルギー供給システムの構築や地球温暖化対策の強化に向けた取組を推進するため、廃棄物処理施設の地球温暖化対策の強化に向けた先進的設備導入事業の支援に資するため、地方公共団体に対する交付金	無
石油・石油ガス備蓄増強等利子補給金	金融機関等	739	天然ガス等を安定的に調達するための設備投資のための資金に係る借入金等の利子補給	無
エネルギー使用合理化特定設備等資金利子補給金	金融機関	0	中小企業において省エネルギー効果の高い特定高性能エネルギー消費設備の導入に必要な利子補給	無
合 計		292,137		

(2) 委託費の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
石油製品需給適正化調査等委託費	民間団体等	1,788	石油・天然ガスの安定供給を確保するため、諸外国におけるエネルギー情勢や資源価格等の動向、国内の供給を支える石油サプライチェーン等を対象とした調査や石油精製段階における諸外国の技術動向、環境規制及び品質規制等の規制動向などについて調査・分析等を委託	無
石油天然ガス基礎調査等委託費	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	9,665	エネルギー資源の安定供給確保のため、国内の海域における未探鉱地域での基礎物理探査、有望海域での基礎試験(すい)に向けた準備作業、メタンハイドレートの研究開発等を委託	有
	民間団体等	2,671		無
	小 計	12,337		
石油資源開発技術等研究調査等委託費	民間団体	722	石油資源の安定供給確保のため、衛星搭載機器の研究開発、資源探査に有効な衛星データの処理・解析技術等の研究開発を委託	無
国家備蓄石油管理等委託費	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	50,087	国家備蓄石油及び石油ガスの管理等の業務を委託	有
非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費	民間団体等	8,035	世界最先端の浮体式洋上風力発電システムを福島県沖に設置し、洋上風力発電技術の確立を図り、安全性・信頼性・経済性の評価を行うため、発電を伴う本格的な実証事業を行うとともに、浮体式洋上風力発電の撤去実証事業の検討等を委託	無
エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	10,609	省エネルギー機器の製造に不可欠な銅やレアメタル等の資源の安定供給を図るため、我が国周辺海域の海底熱水鉱床やコバルトリッチクラスト等、海洋鉱物資源の資源量評価や生産技術の開発に向けた基礎的な研究・調査等を委託	無
	民間団体等	8,314		無
	小 計	18,923		
温暖化対策調査等委託費	民間団体等	2,798	二国間クレジット制度の確立に向けて、温室効果ガス排出削減の定量的評価手法の開発、本制度の構築に必要なシステムインフラ等に係る調査・検討等を委託	無
二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費	民間団体等	35,640	エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を目的とした調査及び研究等を委託	無
合 計		130,333		

(3) 分担金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国際再生可能エネルギー機関分担金	国際再生可能エネルギー機関	153	再生可能エネルギー技術の活用・普及を国際的に促進するための事業を行う国際再生可能エネルギー機関に対する分担金	無
合 計		153		

(4) 拠出金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国際エネルギー機関等拠出金	国際エネルギー機関等	635	アジアのエネルギー供給上のリスク対応の強化及び石油精製設備に係る調査やワークショップの開催等に必要な経費等を拠出	無
国際エネルギー機関等拠出金	アジア開発銀行等	3,190	途上国において、優れた低炭素技術を取り入れたプロジェクトの採用を促進し、最先端の低炭素社会への移行につなげるとともに、削減分について二国間オフセット・クレジット制度でのクレジット化を図るため等に必要な経費等を拠出	無
合 計		3,826		

(5) 補給金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
石 油 備 蓄 事 業 補 給 金	民間団体等	25,671	国家備蓄石油のうち石油精製業者等の所有する備蓄施設を借り上げて蔵置しているものについて、その借上げに係る経費を補給	無
合 計		25,671		

(6) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相 手 先	金 額	支 出 目 的
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	149,216	『独立行政法人通則法』第 46 条の規定により、独立行政法人の業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部の交付
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	15,787	同上
合 計	165,003	

(7) 国有資産所在市町村交付金等の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国有資産所在市町村交付金	地方公共団体	6,681	国が所有する固定資産の所在市町村に対する交付金	無
国有資産所在都道府県交付金	地方公共団体	81	国が所有する大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対する交付金	無
合 計		6,762		

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
独 立 行 政 法 人 納 付 金 収 入	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構納付金収入	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1
独 立 行 政 法 人 納 付 金 収 入	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	139
雑 収 入	雑 収 入	民間団体等	36,934
合 計			37,075

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額	資産等の内容	所管換等の理由	備 考
資産の無償所管換等(受)	民間団体等	1,007	物品	委託事業終了による所有権移転	
実 測 と 帳 簿 の 差 額	—	△ 277	たな卸資産	検尺により測定した実測値との差	
誤 謬 修 正	—	△ 7	物品	帳簿の訂正に伴うもの	
合 計		722			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区 分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
満期保有目的以外の有価証券	△ 530,737	344,955	△ 185,782	
(市場価格のあるもの)	△ 311,270	155,919	△ 155,351	時価評価に伴う評価差額
(市場価格のないもの)	△ 219,467	189,036	△ 30,430	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
有形固定資産				
国有財産(公共用財産を除く)	—	△ 698	△ 698	
行政財産	—	△ 698	△ 698	
土地	—	△ 674	△ 674	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
立木竹	—	△ 24	△ 24	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
無形固定資産				
国有財産	—	△ 1	△ 1	
行政財産	—	△ 1	△ 1	
地上権等	—	△ 1	△ 1	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出資金	26,042	427,756	453,798	
(市場価格のないもの)	26,042	427,756	453,798	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合 計	△ 504,695	772,011	267,316	

(4) その他資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額
他会計への繰入	一般会計	△ 0
合 計		△ 0

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
備蓄石油売払代	備蓄石油売払代	民間団体等	11,850
独立行政法人納付金収入	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構納付金収入	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1
独立行政法人納付金収入	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	139
雑収入	雑収入	民間団体等	39,803
合 計			51,795

(2) その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位：百万円)

内 容	金 額
前年度末残高	0
本年度受入	—
本年度払出	0
本年度末残高	—

連 結 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)		前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)
＜資 産 の 部＞			＜負 債 の 部＞		
現 金 ・ 預 金	474,813	560,659	買 掛 金	8,211	11,028
有 価 証 券	824,476	602,818	未 払 金	22,409	21,725
た な 卸 資 産	1,503,332	1,487,468	未 払 費 用	27	21
未 収 金	4,430	2,912	保 管 金 等	1,497	3,574
未 収 収 益	161	171	前 受 収 益	1	0
前 払 金	1,304	1,226	賞 与 引 当 金	587	598
前 払 費 用	127	139	政 府 短 期 証 券	1,175,148	1,163,124
貸 付 金	578,149	518,261	借 入 金	956,011	901,852
破 産 更 生 債 権 等	6,246	6,055	退 職 給 付 引 当 金	6,395	6,144
そ の 他 の 債 権 等	0	1	そ の 他 の 債 務 等	58,277	54,176
貸 倒 引 当 金 △	4,761	△ 4,586			
有 形 固 定 資 産	477,313	445,286			
国有財産等(公共 用財産を除く)	473,311	441,876			
土 地	56,074	55,318			
立 木 竹	1,203	1,177			
建 物	17,107	16,122			
工 作 物	385,041	357,375			
船 舶	13,406	11,365			
建 設 仮 勘 定	477	517			
物 品 等	4,001	3,409	負 債 合 計	2,228,567	2,162,247
無 形 固 定 資 産	1,096	1,146	＜資産・負債差額の部＞		
出 資 金	419,868	861,129	資 産 ・ 負 債 差 額	2,058,307	2,320,766
そ の 他 の 投 資 等	317	321	(うち他会計等から の出資)	(31,014)	(31,014)
資 産 合 計	4,286,874	4,483,013	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	4,286,874	4,483,013

連結業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日〕	本会計年度 〔自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日〕
人件費	8,863	8,936
賞与引当金繰入額	587	598
退職給付引当金繰入額	397	186
補助金等	311,257	302,980
委託費	170,286	160,398
分担金	155	153
拠出金	3,239	3,826
補助金	25,719	25,671
国有資産所在市町村交付金等	7,284	6,762
一般会計への繰入	0	0
庁費等	520	688
公債事務取扱費	2	2
その他の経費	96,495	88,909
減価償却費	40,397	39,125
貸倒引当金繰入額	1,793	△ 5
支払利息	△ 833	△ 709
為替換算差損益	2,416	△ 4,472
資産処分損益	△ 2,787	2,689
たな卸資産評価損	16	14
減損損失	0	13
出資金評価損	△ 41,466	△ 39,911
本年度業務費用合計	624,348	595,858

連結資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度		本 会 計 年 度	
	〔自 平成 31 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 2 年 3 月 31 日〕		〔自 令和 2 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 3 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額		1,907,838		2,058,307
II 本年度業務費用合計	△	624,348	△	595,858
III 財 源		762,894		707,456
1 自 己 収 入		71,997		35,767
そ の 他 の 財 源		71,997		35,767
2 他会計からの受入		683,208		663,332
一般会計からの受入		683,208		663,332
3 独立行政法人等収入		7,688		8,356
IV 無 償 所 管 換 等	△	524		722
V 資 産 評 価 差 額		12,993		229,633
VI その他資産・負債差額の増減	△	547	△	79,494
VII 本年度末資産・負債差額		2,058,307		2,320,766

連結区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	83,644	50,486
他会計からの受入		
一般会計からの受入	683,208	663,332
独立行政法人等収入	17,098	12,321
貸付金の回収による収入	394,029	545,178
出資金の回収による収入	0	1,084
有価証券の売却・償還による収入	136,144	228,347
固定資産の売却による収入	0	74
前年度剰余金等受入	456,009	474,813
財 源 合 計	1,770,134	1,975,639
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 11,037	△ 10,820
補 助 金 等	△ 281,603	△ 277,383
委 託 費	△ 76,163	△ 70,580
分 担 金	△ 155	△ 153
抛 出 金	△ 3,239	△ 3,826
補 給 金	△ 25,719	△ 25,671
国有資産所在市町村交付金等	△ 7,284	△ 6,762
一般会計への繰入	△ 0	△ 0
貸付けによる支出	△ 544,846	△ 480,628
出 資 に よ る 支 出	△ 80,846	△ 64,932
庁 費 等 の 支 出	△ 3,760	△ 683
有価証券の取得による支出	△ 174,082	△ 192,832
そ の 他 の 支 出	△ 221,183	△ 205,744
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 1,429,925	△ 1,340,018

(2) 施 設 整 備 支 出				
建物等に係る支出	△	10,671	△	7,415
独立行政法人等における固定資産取得支出	△	4,131	△	755
施設整備支出合計	△	14,802	△	8,170
業 務 支 出 合 計	△	1,444,727	△	1,348,189
業 務 収 支		325,406		627,450
Ⅱ 財 務 収 支				
政府短期証券の発行による収入		1,174,700		1,162,900
政府短期証券の償還による支出	△	1,185,700	△	1,174,700
借入による収入		831,379		792,301
借入金の返済による支出	△	669,831	△	846,460
リース債務の返済による支出	△	152	△	83
利 息 の 支 払 額	△	987	△	744
公債事務取扱に係る支出	△	2	△	2
財 務 収 支		149,406	△	66,789
本 年 度 収 支		474,813		560,660
翌年度一般会計への繰入	△	0		—
収支に関する換算差額		0	△	0
翌年度歳入繰入等		474,813		560,659
その他歳計外現金・預金本年度末残高		0		—
本年度末現金・預金残高		474,813		560,659

注 記

1 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

名 称	出 資 額 (百 万 円)	出 資 割 合	子 会 社 数
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス等勘定	678,191	97.1%	—
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石炭経過勘定	36,372	77.3%	—
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 エネルギー需給勘定	1,036	93.9%	—

(注) 名称、出資額、出資割合及び子会社数は令和3年3月31日時点によっている。

2 出納整理期間における現金の受払いの修正

本勘定においては、出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に本勘定との出納整理期間中の現金の受払等は終了したものとして修正を行っている。

3 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。特別会計連結財務書類の作成に際して、本勘定と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した連結対象法人の特有の会計処理については、修正を行っている。

(1) 運営費交付金、補助金等

連結対象法人において負債計上されている運営費交付金債務、資産見返運営費交付金、資産見返補助金等及び建設仮勘定見返運営費交付金は、財源等へ振り替えている。

(2) 退職給付引当金見返及び賞与引当金見返

「独立行政法人会計基準」等に基づき資産に計上されている退職給付引当金見返及び賞与引当金見返並びに当該年度に計上した退職給付引当金見返及び賞与引当金見返に係る収益については、取り消している。

(3) 減価償却相当累計額等

「独立行政法人会計基準」等に基づき資本剰余金の減少として計上されている当該年度の減価償却相当累計額等は、業務費用へ振り替えている。

4 特別会計財務書類と連結対象法人の会計処理の重要な相違

(1) 消費税等

本勘定及び連結対象法人においては原則として税込処理によっているが、連結対象法人のうち独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス等勘定及び石炭経過勘定)は税抜処理によっている。

(2) 退職給付引当金

本勘定においては、退職手当に係る退職給付引当金として期末自己都合要支給額を計上しているが、連結対象法人においては、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

(3) 有形固定資産の減価償却方法

本勘定においては、国有財産(公共用財産を除く)については定率法(平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法)、物品については定額法によっているが、連結対象法人においては定額法によっている。

5 追加情報

(1) 表示科目の内容(連結対象法人を中心に説明)

① 連結貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、本勘定が保有する日本銀行預金及び連結対象法人が保有する現金・預金等を計上している。
- ・「有価証券」には、本勘定が保有する株式のほか、連結対象法人が保有する社債等を計上している。
- ・「たな卸資産」には、本勘定の国家備蓄石油等のほか、連結対象法人の仕掛品を計上している。
- ・「未収金」には、本勘定及び連結対象法人の未収金を計上している。
- ・「未収収益」には、連結対象法人における貸付金利息の未収相当額等を計上している。
- ・「前払金」には、連結対象法人の前渡金を計上している。
- ・「前払費用」には、連結対象法人の前払費用を計上している。
- ・「貸付金」には、本勘定の貸付金のほか、連結対象法人の民間備蓄融資事業貸付金等を計上している。
- ・「破産更生債権等」には、連結対象法人の破産更生債権等を計上している。
- ・「その他の債権等」には、連結対象法人における独立の科目で表示しているもの以外の債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、本勘定及び連結対象法人における貸付金等に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産等(公共用財産を除く)」には、本勘定の国有財産及び連結対象法人の有形固定資産のうち、公共用財産及び物品等以外を計上している。
- ・「土地」には、本勘定が保有する土地のほか、連結対象法人が保有する用地等を計上している。
- ・「立木竹」には、本勘定が保有する立木竹を計上している。
- ・「建物」には、本勘定が保有する建物のほか、連結対象法人が保有する建物等を計上している。
- ・「工作物」には、本勘定が保有する工作物のほか、連結対象法人が保有する工作物等を計上している。
- ・「船舶」には、本勘定及び連結対象法人が保有する船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、連結対象法人の建設仮勘定を計上している。
- ・「物品等」には、本勘定が保有する物品のほか、連結対象法人が保有する機械装置等を計上している。
- ・「無形固定資産」には、本勘定が保有する地上権等のほか、連結対象法人が保有する特許権等を計上している。
- ・「出資金」には、連結対象法人が保有する関係会社株式(連結対象から除外されているもの)を計上している。
- ・「その他の投資等」には、連結対象法人の敷金・保証金を計上している。

イ 負債の部

- ・「買掛金」には、連結対象法人の買掛金を計上している。
- ・「未払金」には、本勘定の未払金のほか、連結対象法人の未払金等を計上している。
- ・「未払費用」には、本勘定における借入金に係る未払利息のほか、連結対象法人の未払費用を計上している。
- ・「保管金等」には、連結対象法人の鉾害賠償担保預り金等を計上している。
- ・「前受収益」には、連結対象法人の前受収益を計上している。
- ・「賞与引当金」には、本勘定及び連結対象法人において、本会計年度末以降の賞与支給見込額に基づき、本会計年度末までの期間に対応する金額を計上している。
- ・「政府短期証券」には、本勘定の石油証券を計上している。

- ・「借入金」には、本勘定における民間金融機関及び財政融資資金からの借入金のほか、連結対象法人の民間備蓄融資事業借入金等を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、本勘定及び連結対象法人における退職手当等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、連結対象法人における独立の科目で表示しているもの以外の債務等を計上している。

② 連結業務費用計算書

- ・「人件費」には、本勘定における人件費のほか、連結対象法人において人件費に該当するものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、本勘定及び連結対象法人の賞与引当金繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、本勘定及び連結対象法人における退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、本勘定の補助金に加え、連結対象法人が支出する助成費等のうち、経費の内容等から判断して、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定対象となる性格のものを計上している。
- ・「委託費」には、本勘定の委託費に加え、連結対象法人が支出する助成費等のうち、補助金等に計上されないものを計上している。
- ・「分担金」には、本勘定の分担金を計上している。
- ・「拠出金」には、本勘定の拠出金を計上している。
- ・「補給金」には、本勘定の補給金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、本勘定の国有資産所在市町村・都道府県交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、本勘定の「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、本勘定において、決算書の用途別分類が「物件費」又は「施設費」となっている支出済歳出額のうち、資産計上されていないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「公債事務取扱費」には、本勘定における政府短期証券事務取扱に係る費用等を計上している。
- ・「その他の経費」には、本勘定及び連結対象法人における業務費用のうち、独立の科目で表示されている以外のものを計上している。
- ・「減価償却費」には、本勘定及び連結対象法人における有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、連結対象法人における債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、本会計年度において負担する額を計上している。
- ・「支払利息」には、本勘定及び連結対象法人における支払利息及び本勘定における政府短期証券の発行高を超過する収入金のうち当期分を差し引いた額を計上している。
- ・「為替換算差損益」には、本勘定における外貨建金銭債権の換算差額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、本勘定及び連結対象法人において、たな卸資産の売却等に伴い生じた損益を計上している。
- ・「たな卸資産評価損」には、本勘定におけるたな卸資産の国有財産台帳の価格改定に伴い、価格改定後の台帳価格が価格改定前の台帳価格を下回った場合の当該差額を計上している。
- ・「減損損失」には、連結対象法人の固定資産の減損損失を計上している。
- ・「出資金評価損」には、連結対象法人における関係会社株式評価損戻入益を計上している。

③ 連結資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

- ・「本年度業務費用合計」には、連結業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、本勘定のその他の財源を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、本勘定における「特別会計に関する法律」第90条の規定に基づく石油石炭税収入相当額の燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人の業務活動による収入等を計上している。
- ・「無償所管換等」には、本勘定において、たな卸資産のうち備蓄石油及び備蓄石油ガスの帳簿上の数量と検尺により測定した実測値の数量との差に伴う差額等により生じた資産・負債差額の増減を計上している。
- ・「資産評価差額」には、本勘定及び連結対象法人における有価証券の評価差額（強制評価減に係るものを除く）及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、本勘定における「特別会計に関する法律」第8条第2項の規定により令和2年度一般会計の歳入に繰り入れた令和2年度特別会計予算予算総則第12条に定める金額を計上しているほか、連結対象法人における主に上記以外の資産・負債差額の増減を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 連結区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、本勘定における備蓄石油売払代等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、本勘定における「特別会計に関する法律」第90条の規定に基づく石油石炭税収入相当額の燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人の業務活動による収入を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、連結対象法人における民間備蓄融資事業貸付金の回収金等を計上している。
- ・「出資金の回収による収入」には、連結対象法人における出資金の回収による収入を計上している。
- ・「有価証券の売却・償還による収入」には、連結対象法人における有価証券の売却・償還による収入等を計上している。
- ・「固定資産の売却による収入」には、連結対象法人における固定資産売却収入を計上している。
- ・「前年度剰余金等受入」には、本勘定の前年度剰余金及び連結対象法人の前期末現金・預金残高を計上している。
- ・「人件費」には、本勘定における人件費のほか、連結対象法人における人件費に該当するものを計上している。
- ・「補助金等」には、本勘定における補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、本勘定における委託費を計上している。
- ・「分担金」には、本勘定における分担金を計上している。
- ・「拠出金」には、本勘定における拠出金を計上している。
- ・「補給金」には、本勘定における補給金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、本勘定における国有資産所在市町村・都道府県交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、本勘定の「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、連結対象法人における民間備蓄融資事業貸付金等の貸付による支出を計上している。

- ・「出資による支出」には、連結対象法人における事業出資額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、本勘定において、決算書の用途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「有価証券の取得による支出」には、連結対象法人の社債等の取得による支出を計上している。
- ・「その他の支出」には、本勘定におけるその他の支出のほか、連結対象法人の他の科目で表示されている以外のものを計上している。
- ・「建物等に係る支出」には、本勘定における国家石油備蓄基地等の工作物等の資産計上に繋がる支出を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、連結対象法人における固定資産取得支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「政府短期証券の発行による収入」には、本勘定における石油証券の発行による収入を計上している。
- ・「政府短期証券の償還による支出」には、本勘定における石油証券の償還による支出を計上している。
- ・「借入による収入」には、本勘定における民間金融機関等からの借入金に係る収入及び連結対象法人における民間備蓄融資事業借入れによる収入等を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、本勘定における民間金融機関等への借入金返済支出及び連結対象法人における民間備蓄融資事業借入れの返済支出等を計上している。
- ・「リース債務の返済による支出」には、連結対象法人におけるリース債務の返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、本勘定及び連結対象法人における利息の支払額を計上している。
- ・「公債事務取扱に係る支出」には、本勘定における政府短期証券事務取扱に係る費用等を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度一般会計への繰入」には、前会計年度において、本勘定での決算処理による翌年度一般会計への繰入を計上している。
- ・「収支に関する換算差額」には、連結対象法人における資金に係る換算差額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入等」には、「本年度収支」から「翌年度一般会計への繰入」及び「収支に関する換算差額」を加減したものを計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、前会計年度において、本勘定での決算処理による翌年度一般会計への繰入を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入等」に「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を加算したものを計上している。計上額は、連結貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(2) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 本勘定と連結対象法人間の債権債務等について相殺消去を行っている。
- ② 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ③ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ④ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

本勘定において、過年度の物品等の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。

この修正により、本会計年度の連結貸借対照表において、物品等が7百万円減少し、資産・負債差額が7百万円減少しており、連結資産・負債差額増減計算書において、無償所管換等が7百万円減少している。

附属明細書

1 連結対象法人別の資産及び負債の明細

	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油天然ガス等勘定	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油炭素資源勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー需給勘定	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去
＜資 産 の 部＞						
現 金 ・ 預 金	384,657	91,896	822	83,282	176,002	—
有 価 証 券	429,182	140,459	33,176	—	173,636	—
た な 卸 資 産	1,473,777	71,831	—	—	71,831	△ 58,140
未 収 金	1,574	874	31	431	1,338	—
未 収 収 益	—	124	47	0	171	—
前 払 金	—	—	5	1,221	1,226	—
前 払 費 用	—	52	0	85	139	—
貸 付 金	35,112	483,149	—	—	483,149	—
破 産 更 生 債 権 等※	—	—	6,055	—	6,055	—
そ の 他 の 債 権 等	—	0	—	0	1	—
貸 倒 引 当 金※	△ 1,574	—	△ 2,755	△ 256	△ 3,011	—
有 形 固 定 資 産	428,558	15,087	1,438	201	16,728	—
国 有 財 産 等 (公 共 用 財 産 を 除 く)	426,588	14,148	971	168	15,288	—
土 地	52,351	2,637	329	—	2,967	—
立 木 竹	1,177	—	—	—	—	—
建 物	13,180	2,580	192	168	2,941	—
工 作 物	356,704	221	448	—	670	—
船 舶	3,173	8,191	—	—	8,191	—
建 設 仮 勘 定	—	517	—	—	517	—
物 品 等	1,969	939	467	32	1,439	—
無 形 固 定 資 産	91	319	39	695	1,054	—
出 資 金	956,149	861,129	—	—	861,129	△ 956,149
そ の 他 の 投 資 等	—	13	0	307	321	—
資 産 合 計	3,707,529	1,664,940	38,863	85,970	1,789,774	△ 1,014,290
＜負 債 の 部＞						
買 掛 金	—	11,028	—	—	11,028	—
未 払 金	58	3,069	130	18,467	21,667	—
未 払 費 用	17	0	3	—	4	—
保 管 金 等	—	2,127	1,399	47	3,574	—
前 受 金	—	64,959	—	—	64,959	△ 64,959
前 受 収 益	—	—	—	0	0	—
賞 与 引 当 金	32	223	31	310	565	—
政 府 短 期 証 券	1,163,124	—	—	—	—	—
借 入 金	332,709	569,142	—	—	569,142	—
退 職 給 付 引 当 金	496	2,569	336	2,742	5,648	—
そ の 他 の 債 務 等	—	53,732	—	443	54,176	—
負 債 合 計	1,496,439	706,853	1,901	22,012	730,767	△ 64,959
＜資 産 ・ 負 債 差 額 の 部＞						
資 産 ・ 負 債 差 額	2,211,090	958,087	36,961	63,957	1,059,006	△ 949,330

※ 「破産更生債権等」には連結対象法人における破産更生債権等を計上している。なお、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の「貸倒引当金の明細」に表示している。

(単位：百万円)

	連 結 合 計
<資 産 の 部>	
現 金 ・ 預 金	560,659
有 価 証 券	602,818
た な 卸 資 産	1,487,468
未 収 金	2,912
未 収 収 益	171
前 払 金	1,226
前 払 費 用	139
貸 付 金	518,261
破 産 更 生 債 権 等※	6,055
そ の 他 の 債 権 等	1
貸 倒 引 当 金※	△ 4,586
有 形 固 定 資 産	445,286
国有財産等(公共用財産を除く)	441,876
土 地	55,318
立 木 竹	1,177
建 物	16,122
工 作 物	357,375
船 舶	11,365
建 設 仮 勘 定	517
物 品 等	3,409
無 形 固 定 資 産	1,146
出 資 金	861,129
そ の 他 の 投 資 等	321
資 産 合 計	4,483,013
<負 債 の 部>	
買 掛 金	11,028
未 払 金	21,725
未 払 費 用	21
保 管 金 等	3,574
前 受 金	—
前 受 収 益	0
賞 与 引 当 金	598
政 府 短 期 証 券	1,163,124
借 入 金	901,852
退 職 給 付 引 当 金	6,144
そ の 他 の 債 務 等	54,176
負 債 合 計	2,162,247
<資 産 ・ 負 債 差 額 の 部>	
資 産 ・ 負 債 差 額	2,320,766

需給勘定の貸倒引当金の対象債権については、エ

2 連結対象法人別の業務費用の明細

	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油天然ガス等勘定	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油炭資源機構石炭資源勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー需給勘定	連 結 対 象 法 人 対 合 計	相 殺 消 去
人 件 費	454	2,764	405	5,311	8,481	—
賞 与 引 当 金 繰 入 額	32	223	31	310	565	—
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	8	195	△ 1	△ 16	178	—
補 助 金 等	292,137	—	—	25,597	25,597	△ 14,753
委 託 費	130,333	—	—	89,818	89,818	△ 59,753
分 担 金	153	—	—	—	—	—
拠 出 金	3,826	—	—	—	—	—
補 給 金	25,671	—	—	—	—	—
独立行政法人運営費交付金	165,003	—	—	—	—	△ 165,003
国有資産所在市町村交付金等	6,762	—	—	—	—	—
一 般 会 計 へ の 繰 入	0	—	—	—	—	—
庁 費 等	688	—	—	—	—	—
公 債 事 務 取 扱 費	2	—	—	—	—	—
そ の 他 の 経 費	85	32,148	686	5,522	38,356	50,466
減 価 償 却 費	36,267	2,440	248	169	2,857	—
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—	—	△ 5	△ 5	—
支 払 利 息	△ 722	8	3	—	12	—
為 替 換 算 差 損 益	△ 4,472	—	—	—	—	—
資 産 処 分 損 益	2,529	164	△ 5	0	159	—
た な 卸 資 産 評 価 損	14	—	—	—	—	—
減 損 損 失	—	0	13	—	13	—
出 資 金 評 価 損	—	△ 39,911	—	—	△ 39,911	—
本 年 度 業 務 費 用 合 計	658,778	△ 1,966	1,382	126,709	126,125	△ 189,044

そ の 他 の 経 費 内 訳	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油天然ガス等勘定	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油炭資源勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー需給勘定	連 結 対 象 法 人 対 合 計	相 殺 消 去
特別会計財務書類でのその他の経費	85	—	—	—	—	—
連結対象法人での業務費用	—	※ 1 35,807	※ 3 640	※ 4 2,465	38,914	50,688
連結対象法人での一般管理費	—	270	45	※ 5 2,831	3,147	—
連結対象法人でのその他の経費	—	※ 2 △ 3,930	—	225	△ 3,705	△ 221
計	85	32,148	686	5,522	38,356	50,466

- ※ 1 受託経費(12,809 百万円)、業務費(18,364 百万円)等を計上している。
 ※ 2 保証債務損失引当金繰入(△3,930 百万円)を計上している。
 ※ 3 業務費(122 百万円)、業務管理費(518 百万円)を計上している。
 ※ 4 請負費(1,766 百万円)、福利厚生費(174 百万円)、旅費交通費(138 百万円)等を計上している。
 ※ 5 賃借料(910 百万円)、請負費(990 百万円)、旅費交通費(96 百万円)等を計上している。

(単位：百万円)

	連 結 合 計
人 件 費	8,936
賞 与 引 当 金 繰 入 額	598
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	186
補 助 金 等	302,980
委 託 費	160,398
分 担 金	153
拠 出 金	3,826
補 給 金	25,671
独立行政法人運営費交付金	—
国有資産所在市町村交付金等	6,762
一 般 会 計 へ の 繰 入	0
庁 費 等	688
公 債 事 務 取 扱 費	2
そ の 他 の 経 費	88,909
減 価 償 却 費	39,125
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△ 5
支 払 利 息	△ 709
為 替 換 算 差 損 益	△ 4,472
資 産 処 分 損 益	2,689
た な 卸 資 産 評 価 損	14
減 損 損 失	13
出 資 金 評 価 損	△ 39,911
本 年 度 業 務 費 用 合 計	595,858

(単位：百万円)

そ の 他 の 経 費 内 訳	連 結 合 計
特別会計財務書類でのその他の経費	85
連結対象法人での業務費用	89,602
連結対象法人での一般管理費	3,147
連結対象法人でのその他の経費	△ 3,926
計	88,909

3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細

	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油天然ガス等勘定	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油炭素資源勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー需給勘定	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去
I 前年度末資産・負債差額	1,901,422	542,537	38,159	41,739	622,436	△ 465,551
II 本年度業務費用合計	△ 658,778	1,966	△ 1,382	△ 126,709	△ 126,125	189,044
III 財 源	700,408	50,461	183	150,278	200,924	△ 193,876
1 自 己 収 入	37,075	—	—	—	—	△ 1,308
そ の 他 の 財 源	37,075	—	—	—	—	△ 1,308
2 他会計からの受入	663,332	—	—	—	—	—
一般会計からの受入	663,332	—	—	—	—	—
3 独立行政法人等収入	—	50,461	183	150,278	200,924	△ 192,567
IV 無 償 所 管 換 等	722	—	—	—	—	—
V 資 産 評 価 差 額	267,316	416,116	—	—	416,116	△ 453,798
VI その他資産・負債差額の増減	△ 0	△ 52,994	—	△ 1,351	△ 54,345	△ 25,148
VII 本年度末資産・負債差額	2,211,090	958,087	36,961	63,957	1,059,006	△ 949,330

(単位：百万円)

	連 結 合 計
I 前年度末資産・負債差額	2,058,307
II 本年度業務費用合計	△ 595,858
III 財 源	707,456
1 自 己 収 入	35,767
そ の 他 の 財 源	35,767
2 他 会 計 か ら の 受 入	663,332
一般会計からの受入	663,332
3 独立行政法人等収入	8,356
IV 無 償 所 管 換 等	722
V 資 産 評 価 差 額	229,633
VI その他資産・負債差額の増減	△ 79,494
VII 本年度末資産・負債差額	2,320,766

4 連結対象法人別の区分別収支の明細

	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油天然ガス等勘定	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油炭素資源勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構エネルギー需給勘定	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去
I 業 務 収 支						
1 財 源						
自 己 収 入						
そ の 他 の 収 入	51,795	—	—	—	—	△ 1,308
他 会 計 か ら の 受 入						
一 般 会 計 か ら の 受 入	663,332	—	—	—	—	—
独 立 行 政 法 人 等 収 入	—	108,308	273	150,665	259,247	△ 246,926
貸付金の回収による収入	—	544,987	190	—	545,178	—
出資金の回収による収入	31,351	1,084	—	—	1,084	△ 31,351
有価証券の売却・償還による収入	—	208,247	20,100	—	228,347	—
固定資産の売却による収入	—	1	72	0	74	—
前年度剰余金等受入	357,091	56,926	1,606	59,188	117,721	—
財 源 合 計	1,103,571	919,556	22,243	209,854	1,151,654	△ 279,586
2 業 務 支 出						
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
人 件 費	△ 499	△ 3,341	△ 525	△ 6,454	△ 10,321	—
補 助 金 等	△ 292,137	—	—	—	—	14,753
委 託 費	△ 130,333	—	—	—	—	59,753
分 担 金	△ 153	—	—	—	—	—
拠 出 金	△ 3,826	—	—	—	—	—
補 給 金	△ 25,671	—	—	—	—	—
独立行政法人運営費交付金	△ 165,003	—	—	—	—	165,003
国有資産所在市町村交付金等	△ 6,762	—	—	—	—	—
一 般 会 計 へ の 繰 入	△ 0	—	—	—	—	—
貸 付 け に よ る 支 出	—	△ 480,628	—	—	△ 480,628	—
出 資 に よ る 支 出	△ 56,500	△ 64,932	—	—	△ 64,932	56,500
庁 費 等 の 支 出	△ 683	—	—	—	—	—
有価証券の取得による支出	—	△ 172,672	△ 20,159	—	△ 192,832	—
そ の 他 の 支 出	△ 93	△ 95,309	△ 675	△ 118,248	△ 214,233	8,582
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 681,664	△ 816,884	△ 21,360	△ 124,703	△ 962,948	304,593
(2) 施 設 整 備 支 出						
建 物 等 に 係 る 支 出	△ 7,415	—	—	—	—	—
独立行政法人等における固定資産取得支出	—	△ 328	△ 47	△ 378	△ 755	—
施 設 整 備 支 出 合 計	△ 7,415	△ 328	△ 47	△ 378	△ 755	—
業 務 支 出 合 計	△ 689,079	△ 817,213	△ 21,408	△ 125,081	△ 963,703	304,593
業 務 収 支	414,492	102,343	834	84,772	187,950	25,007
II 財 務 収 支						
政府短期証券の発行による収入	1,162,900	—	—	—	—	—
政府短期証券の償還による支出	△ 1,174,700	—	—	—	—	—
借 入 に よ る 収 入	225,680	566,621	—	—	566,621	—
借入金の返済による支出	△ 242,979	△ 603,480	—	—	△ 603,480	—
リース債務の返済による支出	—	△ 75	△ 8	—	△ 83	—
利 息 の 支 払 額	△ 732	△ 8	△ 3	—	△ 12	—
公債事務取扱に係る支出	△ 2	—	—	—	—	—
自省庁からの出資による収入	—	56,500	—	—	56,500	△ 56,500
そ の 他 の 財 務 収 支	—	△ 30,001	—	△ 1,490	△ 31,492	31,492
財 務 収 支	△ 29,834	△ 10,445	△ 11	△ 1,490	△ 11,947	△ 25,007

(単位：百万円)

	連 結 合 計
I 業 務 収 支	
1 財 源	
自 己 収 入	
そ の 他 の 収 入	50,486
他 会 計 か ら の 受 入	
一 般 会 計 か ら の 受 入	663,332
独 立 行 政 法 人 等 収 入	12,321
貸 付 金 の 回 収 に よ る 収 入	545,178
出 資 金 の 回 収 に よ る 収 入	1,084
有 価 証 券 の 売 却 ・ 償 還 に よ る 収 入	228,347
固 定 資 産 の 売 却 に よ る 収 入	74
前 年 度 剰 余 金 等 受 入	474,813
財 源 合 計	1,975,639
2 業 務 支 出	
(1) 業 務 支 出 (施 設 整 備 支 出 を 除 く)	
人 件 費	△ 10,820
補 助 金 等	△ 277,383
委 託 費	△ 70,580
分 担 金	△ 153
拠 出 金	△ 3,826
補 給 金	△ 25,671
独 立 行 政 法 人 運 営 費 交 付 金	—
国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金 等	△ 6,762
一 般 会 計 へ の 繰 入	△ 0
貸 付 け に よ る 支 出	△ 480,628
出 資 に よ る 支 出	△ 64,932
庁 費 等 の 支 出	△ 683
有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出	△ 192,832
そ の 他 の 支 出	△ 205,744
業 務 支 出 (施 設 整 備 支 出 を 除 く) 合 計	△ 1,340,018
(2) 施 設 整 備 支 出	
建 物 等 に 係 る 支 出	△ 7,415
独 立 行 政 法 人 等 に お け る 固 定 資 産 取 得 支 出	△ 755
施 設 整 備 支 出 合 計	△ 8,170
業 務 支 出 合 計	△ 1,348,189
業 務 収 支	627,450
II 財 務 収 支	
政 府 短 期 証 券 の 発 行 に よ る 収 入	1,162,900
政 府 短 期 証 券 の 償 還 に よ る 支 出	△ 1,174,700
借 入 に よ る 収 入	792,301
借 入 金 の 返 済 に よ る 支 出	△ 846,460
リ ー ス 債 務 の 返 済 に よ る 支 出	△ 83
利 息 の 支 払 額	△ 744
公 債 事 務 取 扱 に 係 る 支 出	△ 2
自 省 庁 か ら の 出 資 に よ る 収 入	—
そ の 他 の 財 務 収 支	—
財 務 収 支	△ 66,789

	エネルギー対策特別会計 エネルギー需給 勘定	独立行政法人 石油天然ガス・ 金属鉱物資源機 構石油天然ガス 等勘定	独立行政法人 石油天然ガス・ 金属鉱物資源機 構石油天然ガス 等勘定	国立研究開発 法人新エネルギー ・産業技術総合 開発機構エネルギー 需給勘定	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去
本 年 度 収 支	384,657	91,897	822	83,282	176,003	—
収 支 に 関 す る 換 算 差 額	—	△ 0	—	—	△ 0	—
翌 年 度 歳 入 繰 入 等	384,657	91,896	822	83,282	176,002	—
本 年 度 末 現 金 ・ 預 金 残 高	384,657	91,896	822	83,282	176,002	—

(単位：百万円)

	連 結 合 計
本 年 度 収 支	560,660
収 支 に 関 す る 換 算 差 額	△ 0
翌 年 度 歳 入 繰 入 等	560,659
本 年 度 末 現 金 ・ 預 金 残 高	560,659

電源開発促進勘定

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)		前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)
＜資産の部＞			＜負債の部＞		
現金・預金	50,249	58,843	未払金	5	48
未収金	1	1	賞与引当金	541	544
前払費用	1	1	退職給付引当金	3,981	3,877
他会計繰戻未収金	33,300	33,300			
貸倒引当金 △	1	△ 1			
有形固定資産	6,341	5,630			
国有財産(公共用 財産を除く)	170	162			
土地	33	33			
建物	134	126			
工作物	2	2			
物品	6,170	5,467	負債合計	4,527	4,469
無形固定資産	11	14	＜資産・負債差額の部＞		
出資金	184,140	180,676	資産・負債差額	269,516	273,997
資産合計	274,044	278,467	負債及び資産・ 負債差額合計	274,044	278,467

業 務 費 用 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日〕 〔至 令和 3 年 3 月 31 日〕
人 件 費	7,744	7,522
賞 与 引 当 金 繰 入 額	541	544
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	166	205
補 助 金 等	129,175	126,179
委 託 費	22,310	21,686
交 付 金	47,000	47,000
拠 出 金	1,256	1,028
独 立 行 政 法 人 運 営 費 交 付 金	93,876	93,642
国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金 等	0	0
一 般 会 計 へ の 繰 入	0	1
庁 費 等	14,394	13,234
そ の 他 の 経 費	861	380
減 価 償 却 費	2,176	2,303
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	—
資 産 処 分 損 益	40	11
本 年 度 業 務 費 用 合 計	319,545	313,739

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度		本 会 計 年 度	
	〔自 平成 31 年 4 月 1 日〕		〔自 令和 2 年 4 月 1 日〕	
	〔至 令和 2 年 3 月 31 日〕		〔至 令和 3 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額		276,458		269,516
II 本年度業務費用合計	△	319,545	△	313,739
III 財 源		321,289		320,367
1 自 己 収 入		3,425		3,537
そ の 他 の 財 源		3,425		3,537
2 他会計からの受入		317,863		316,830
一般会計からの受入		317,863		316,830
IV 無償所管換等		1,736		1,305
V 資産評価差額	△	10,421	△	3,452
VI 本年度末資産・負債差額		269,516		273,997

電源開発促進勘定

区 分 別 収 支 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	3,443	3,540
他会計からの受入		
一般会計からの受入	317,863	316,830
出資金の回収による収入	161	28
前年度剰余金受入	46,101	50,124
資金からの受入(予算上措置されたもの)	154	125
財 源 合 計	367,725	370,649
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 8,652	△ 8,373
補 助 金 等	△ 129,175	△ 126,179
委 託 費	△ 22,310	△ 21,686
交 付 金	△ 47,000	△ 47,000
抛 出 金	△ 1,256	△ 1,028
独立行政法人運営費交付金	△ 93,876	△ 93,642
国有資産所在市町村交付金等	△ 0	△ 0
一般会計への繰入	△ 0	△ 1
庁 費 等 の 支 出	△ 14,451	△ 13,556
そ の 他 の 支 出	△ 876	△ 337
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 317,600	△ 311,805
業 務 支 出 合 計	△ 317,600	△ 311,805
業 務 収 支	50,124	58,843
II 財 務 収 支		
財 務 収 支	—	—
本 年 度 収 支	50,124	58,843

翌年度歳入繰入	50,124	58,843
資金本年度末残高	125	—
本年度末現金・預金残高	50,249	58,843

注 記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産(公共用財産を除く)については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法(平成 19 年 4 月 1 日以後に新築した建物は定額法)によっている。

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10% とした定額法によっている。

なお、残存価額まで到達している国有財産(公共用財産を除く)及び物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっている。

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格(出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額)によって評価している。

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分(期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4/6)を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

・基 本 額…勤続年数別の職員数×平均給与×自己都合退職手当支給率

・調 整 額…「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数×想定される調整月額単価×60 ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源(昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分)に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる割引率について

・割 引 率：3.9%

(令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
玄海原発差止等請求事件	17,778	佐賀地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 49 号 平成 24 年(ワ)第 133 号 平成 24 年(ワ)第 319 号 平成 24 年(ワ)第 488 号 平成 24 年(ワ)第 696 号 平成 25 年(ワ)第 128 号 平成 25 年(ワ)第 310 号 平成 25 年(ワ)第 455 号 平成 26 年(ワ)第 78 号 平成 26 年(ワ)第 209 号 平成 26 年(ワ)第 322 号 平成 26 年(ワ)第 458 号 平成 27 年(ワ)第 94 号 平成 27 年(ワ)第 185 号 平成 27 年(ワ)第 302 号 平成 27 年(ワ)第 396 号 平成 28 年(ワ)第 47 号 平成 28 年(ワ)第 134 号 平成 28 年(ワ)第 269 号 平成 28 年(ワ)第 346 号 平成 28 年(ワ)第 414 号 平成 29 年(ワ)第 75 号 平成 29 年(ワ)第 160 号 平成 29 年(ワ)第 265 号 平成 29 年(ワ)第 364 号 平成 30 年(ワ)第 100 号 平成 30 年(ワ)第 176 号 平成 30 年(ワ)第 255 号 平成 30 年(ワ)第 357 号 平成 31 年(ワ)第 84 号 令和元年(ワ)第 175 号 令和元年(ワ)第 289 号 令和 2 年(ワ)第 34 号 令和 2 年(ワ)第 252 号 令和 3 年(ワ)第 27 号	玄海原子力発電施設(1 号機～ 4 号機)の操業差止め及び損害賠償(平成 23 年 3 月 11 日から操業停止まで 1 か月あたり 1 万円)を求めるもの。
川内原発差止等請求事件	4,926	鹿児島地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 430 号 平成 24 年(ワ)第 811 号 平成 25 年(ワ)第 180 号 平成 25 年(ワ)第 521 号 平成 26 年(ワ)第 163 号 平成 26 年(ワ)第 605 号 平成 27 年(ワ)第 638 号 平成 27 年(ワ)第 847 号 平成 28 年(ワ)第 456 号 平成 29 年(ワ)第 402 号 平成 30 年(ワ)第 562 号 令和元年(ワ)第 426 号	川内原子力発電施設(1 号機、2 号機)の操業差止め及び損害賠償(平成 23 年 3 月 11 日から操業停止まで 1 か月あたり 1 万円)を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,672	福島地方裁判所いわき支部 平成 25 年(ワ)第 46 号 平成 25 年(ワ)第 220 号 平成 26 年(ワ)第 224 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
浜岡原子力発電所永久停止等請求事件	1,144	静岡地方裁判所浜松支部 平成 25 年(ワ)第 78 号 平成 25 年(ワ)第 673 号 平成 26 年(ワ)第 181 号 平成 26 年(ワ)第 474 号 平成 28 年(ワ)第 303 号	浜岡原子力発電施設(3 号機～ 5 号機)の操業差止め及び損害賠償(1 人あたり 10 万円)を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	8,855	新潟地方裁判所 平成 25 年(ワ)第 376 号 平成 26 年(ワ)第 134 号 平成 26 年(ワ)第 520 号 平成 28 年(ワ)第 71 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	745	神戸地方裁判所 平成 25 年(ワ)第 1992 号 平成 26 年(ワ)第 422 号 平成 27 年(ワ)第 517 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
大飯原子力発電所運転差止等請求事件	409	京都地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 3671 号 平成 25 年(ワ)第 3946 号 平成 27 年(ワ)第 287 号 平成 28 年(ワ)第 79 号 平成 29 年(ワ)第 408 号 平成 30 年(ワ)第 878 号	内閣総理大臣及び3閣僚が、「原子力発電所の再起動にあたって安全性に関する判断基準」を公表し、これに基づき大飯原発の再起動を決定した作為並びに経済産業大臣が、大飯1～4号機について運転停止又は廃炉を命令しなかった不作為が違法行為として、国(経済産業省及び環境省)に対し、国と関西電力(株)が連帯して大飯原子力発電所1～4号機の施設の使用停止するまで原告1名あたり1ヶ月1万円の損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	3,207	大阪地方裁判所 平成 25 年(ワ)第 9521 号 平成 25 年(ワ)第 12947 号 平成 26 年(ワ)第 2109 号 平成 28 年(ワ)第 2098 号 平成 28 年(ワ)第 7630 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件	16	福島地方裁判所 平成 26 年(行ウ)第 8 号 平成 27 年(行ウ)第 1 号 平成 28 年(行ウ)第 2 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故発生時点において同発電所の周辺地域の小学校に入学をしていた者(予定していた者を含む。)について、1 年間の外部被ばくが 0.3mSv/年未満となる地域で教育を受ける権利があることを確認するもの。下級審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,177	岡山地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 174 号 平成 27 年(ワ)第 233 号 平成 30 年(ワ)第 113 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,172	福島地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 217 号 平成 27 年(ワ)第 82 号 平成 28 年(ワ)第 266 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,098	さいたま地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 501 号 平成 27 年(ワ)第 108 号 平成 27 年(ワ)第 1874 号 平成 28 年(ワ)第 2991 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	407	広島地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 1133 号 平成 28 年(ワ)第 912 号 平成 29 年(ワ)第 335 号 令和 2 年(ワ)第 182 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,691	東京地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 5697 号 平成 26 年(ワ)第 20277 号 平成 27 年(ワ)第 9207 号 平成 27 年(ワ)第 22703 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴。被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	6,061	福島地方裁判所郡山支部 平成 27 年(ワ)第 32 号 平成 27 年(ワ)第 241 号 平成 29 年(ワ)第 158 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	13,090	福島地方裁判所 平成 27 年(ワ)第 235 号 平成 28 年(ワ)第 299 号 平成 29 年(ワ)第 274 号 平成 30 年(ワ)第 192 号 令和元年(ワ)第 242 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	46,134	福島地方裁判所郡山支部 平成 27 年(ワ)第 255 号 平成 28 年(ワ)第 11 号 平成 28 年(ワ)第 138 号 平成 28 年(ワ)第 253 号 平成 29 年(ワ)第 18 号 平成 29 年(ワ)第 129 号 平成 30 年(ワ)第 319 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	756	東京地方裁判所 平成 27 年(ワ)第 13562 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
福島第一原子力発電所原状回復等請求事件	8,371	福島地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 237 号 令和元年(ワ)第 85 号 令和元年(ワ)第 143 号 令和元年(ワ)第 219 号 令和 2 年(ワ)第 18 号 令和 2 年(ワ)第 169 号 令和 3 年(ワ)第 49 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。また、損害賠償に加え、現状回復として、原告らの居住地(事故時)における空間線量率を 1 時間当たり 0.04 マイクロシーベルト以下とするよう求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,625	福島地方裁判所 平成 28 年(ワ)第 280 号 平成 30 年(ワ)第 44 号 平成 30 年(ワ)第 169 号 平成 30 年(ワ)第 241 号 平成 31 年(ワ)第 39 号 令和元年(ワ)第 118 号 令和元年(ワ)第 200 号 令和 2 年(ワ)第 38 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。また、損害賠償に加え、現状回復として、原告らの居住地(事故時)における空間線量率を 1 時間当たり 0.04 マイクロシーベルト以下とするよう求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,021	東京高等裁判所 (原審：横浜地方裁判所) 令和元年(ネ)第 3292 号 令和元年(ネ)第 5000 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	90	東京高等裁判所 (原審：千葉地方裁判所) 令和元年(ネ)第 2271 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	4,850	東京地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 5750 号 平成 30 年(ワ)第 6283 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件	32	札幌高等裁判所 (原審：札幌地方裁判所) 平成 30 年(ネ)第 159 号	大間原子力発電施設の建設・運転の差止め及び損害賠償(1 人あたり 3 万円)を求めるもの。下級審の結果は勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	404	東京高等裁判所 (原審：東京地方裁判所) 平成 31 年(ネ)第 1105 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	828	大阪高等裁判所 (原審：京都地方裁判所) 平成 30 年(ネ)第 1445 号 平成 30 年(ネ)第 2537 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	132	高松高等裁判所 (原審：松山地方裁判所) 令和元年(ネ)第 164 号 令和元年(ネ)第 192 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	437	名古屋高等裁判所 (原審：名古屋地方裁判所) 令和元年(ネ)第 801 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,080	仙台高等裁判所 (原審：山形地方裁判所) 令和 2 年(ワ)第 27 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,381	札幌高等裁判所 (原審：札幌地方裁判所) 令和 2 年(ワ)第 199 号 令和 2 年(ワ)第 297 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	379	仙台高等裁判所 (原審：仙台地方裁判所) 令和 2 年(ネ)第 311 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	126	福岡高等裁判所 (原審：福岡地方裁判所) 令和2年(ネ)第700号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所原状回復等請求事件	1,362	最高裁判所 (一審：福島地方裁判所、 二審：仙台高等裁判所) 令和3年(受)第341号 令和3年(受)第342号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。また、損害賠償に加え、現状回復として、原告らの居住地(事故時)における空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とするよう求めるもの。一審の結果は一部敗訴、二審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	65	東京高等裁判所 (原審：前橋地方裁判所) 令和3年(ネオ)第63号 令和3年(ネ受)第62号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は一部敗訴、二審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,392	東京高等裁判所 (原審：千葉地方裁判所) 令和3年(ネオ)第139号 令和3年(ネ受)第151号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴、二審の結果は一部敗訴。

(注) 訴訟の見込、結果にかかわらず、令和3年3月31日現在の請求金額を記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 6,368 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 8,403 百万円

4 追加情報

(1) 出納整理期間

本勘定は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第44条の資金

資金の種類：周辺地域整備資金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第92条第1項

内容：電源立地の進展に伴い、将来発生する周辺地域整備交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保するため設置している。

(3) 業務費用計算書における収益の計上

- 「資産処分損益」において、出資金の減少額と出資金の回収による収入との差額に伴い生じた処分益16百万円が計上されている。

(4) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- 「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- 「未収金」には、弁償及違約金債権、延滞金債権及び免許料及び手数料債権を計上している。
- 「前払費用」には、庁費等に係る前払費用を計上している。
- 「他会計繰戻未収金」には、「平成18年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」第3条第1項及び第2項の規定に基づき、「特別会計に関する法律」附則第66条の規定による廃止前の電源開発促進対策特別会計電源立地勘定及び電源利用勘定から一般会計に繰り入れたものについて、将来本勘定に繰り戻されることとされている未収額を計上している。

- ・「貸倒引当金」には、未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産(公共用財産を除く)」には、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、原子力検査官等宿舎に係る用地を計上している。
- ・「建物」には、主に原子力検査官等宿舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に原子力検査官等宿舎の附属設備を計上している。
- ・「物品」には、取得価格(見積価格)が50万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「無形固定資産」には、電話加入権及びソフトウェア仮勘定については取得価額、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、貨幣交換差減補填金、消費税等及び児童手当に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源に係る引当金を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの(職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当及び賞与等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち本会計年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「委託費」には、原子力施設等防災対策等委託費等を計上している。
- ・「交付金」には、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第68条に基づく交付金を計上している。
- ・「拠出金」には、国際原子力機関等の運営等に要する経費の拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、前会計年度において、貸倒引当金が増加したことに伴う繰入額を計上している。
- ・「資産処分損益」には、固定資産の売却及び除却に伴い生じた損益等を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。

- ・「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第91条第1項の規定に基づく電源開発促進税収入相当額の電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、業務委託先から本勘定への有形固定資産(物品)の所有権移転に伴う資産・負債差額の増減等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、出資金の評価差額(強制評価減に係るものを除く)及び国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第91条第1項の規定に基づく電源開発促進税収入相当額の電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「出資金の回収による収入」には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構からの出資金回収額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本勘定の前年度剰余金(本年度収支に財政法第44条の資金との決算処理による収支等を加減したもの)を計上している。
- ・「資金からの受入(予算上措置されたもの)」には、財政法第44条の資金からの受入額で予算措置されたものを計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの(職員の手当、非常勤職員の手当及び退職者の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「委託費」には、原子力施設等防災対策等委託費等を計上している。
- ・「交付金」には、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第68条に基づく交付金を計上している。
- ・「拠出金」には、国際原子力機関等の運営等に要する経費の拠出金を計上している。
- ・「独立行政法人運営費交付金」には、独立行政法人に対する運営費交付金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」第1条の規定に基づく一般会計への繰入額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、前会計年度において、財政法第44条の資金として保有している歳計外の現金・預金の本年度末残高の合計額を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に「資金本年度末残高」を加えたものを計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ③ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

過年度の物品の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。

この修正により、本会計年度の貸借対照表において、物品が302百万円増加し、資産・負債差額が302百万円増加しており、資産・負債差額増減計算書において、無償所管換等が302百万円増加している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	58,843
合 計	58,843

② 未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
弁償及違約金債権	個人	1
延滞金債権	個人	0
免許料及び手数料債権	個人	0
合 計		1

③ 貸倒引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	前年度末残	本年度末高	本年度末高	前年度末残	本年度末高	本年度末高	
未 収 金	1	0	1	1	—	1	履行期限到来等債権の特定の債権については、個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
徴収停止等債権	0	—	0	0	—	0	
履行期限到来等債権	1	0	1	1	—	1	
上記以外の債権	—	—	—	—	—	—	
合 計	1	0	1	1	—	1	

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	本年度末残高	本年度末残高	本年度末残高
(有形固定資産)							
国有財産(公共用財産を除く)	170	—	—	7	△	0	162
行 政 財 産	153	—	—	6	△	0	146
土 地	33	—	—	—	△	0	33
建 物	116	—	—	6	—	—	110
工 作 物	2	—	—	0	—	—	2
普 通 財 産	17	—	—	1	—	—	16
建 物	17	—	—	0	—	—	16
工 作 物	0	—	—	0	—	—	0
物 品	6,170	1,622	31	2,293	—	—	5,467
小 計	6,341	1,622	31	2,301	△	0	5,630
(無形固定資産)							
ソフトウェア	7	5	—	2	—	—	11
ソフトウェア仮勘定	3	5	5	—	—	—	3
電話加入権	0	—	—	—	—	—	0
小 計	11	11	5	2	—	—	14
合 計	6,352	1,633	37	2,303	△	0	5,645

⑤ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法 人 名 等	前 年 度 末 残 高	評 価 差 額 の 戻 入	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	強 制 評 価 減	本 年 度 末 残 高
○国 立 研 究 開 発 法 人							
新エネルギー・産業技術総合開発機構(電源利用勘定)	260	△ 21	—	—	21	—	261
日本原子力研究開発機構(電源利用勘定)	183,879	15,323	—	11	△ 18,776	—	180,415
合 計	184,140	15,302	—	11	△ 18,754	—	180,676

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出 資 先	資 産 (A)	負 債 (B)	純 資 産 額 (C=A-B)	資 本 金 (D)	特別会計からの出資累計額 (E)	出 資 割 合 (F=E/D) %	純資産額による算出額 (G=C×F)	貸借対照表計上額(国有財産台帳価格)	使用財務諸表
○国立研究開発法人									
新エネルギー・産業技術総合開発機構(電源利用勘定)	365	30	334	306	239	78.02%	261	261	法定財務諸表
日本原子力研究開発機構(電源利用勘定)	477,921	292,037	185,883	538,950	523,094	97.05%	180,415	180,415	法定財務諸表
合 計	478,286	292,068	186,218	539,257	523,333	—	180,676	180,676	

(注) 以下の出資金については、過年度において強制評価減を実施している。

(単位：百万円)

出 資 先	特別会計からの出資累計額	貸 借 対 照 表 計 上 額	資産評価差額	強 制 評 価 減 実 施 累 計 額	強 制 評 価 減 実 施 年 度
○国 立 研 究 開 発 法 人					
日本原子力研究開発機構(電源利用勘定)	523,094	180,415	△ 18,776	323,902	平成 21 年度及び 29 年度
合 計	523,094	180,415	△ 18,776	323,902	

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
貨 幣 交 換 差 減 補 填 金	法人	42
消 費 税 等	税務署	0
児 童 手 当	個人	5
合 計		48

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退 職 手 当 に 係 る 引 当 金	3,455	228	197	3,424
整 理 資 源 に 係 る 引 当 金	525	81	8	452
合 計	3,981	309	205	3,877

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
電源立地等推進対策補助金	地方公共団体等	7,147	電源地域への企業立地及び特別電源地域における科学技術の振興を促進するための事業等に必要経費に対する補助	無
原子力発電関連技術開発費等補助金	民間団体等	1,936	東京電力福島原子力発電所事故を踏まえたシビアアクシデント対策や免震システムの開発等の技術開発等に必要経費に対する補助	無
ウラン探鉱支援事業費等補助金	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	354	民間事業者による海外ウラン探鉱事業を促進するための支援事業に必要な経費に対する補助	無
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	78	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の施設の整備に要する経費に対する補助	有
原子力災害対策事業費補助金	原子力発電施設等所在道府県等	3,854	原子力災害時における住民等の避難をより円滑に行うため、避難経路等に係る阻害要因について改善すべく、効果的・効率的な避難方法の改善についてモデルとなる経路を数例選定し、交通誘導対策や避難経路上の改善等の実証等に対する補助	無
電源立地等推進対策交付金	地方公共団体等	20,549	原子力発電施設等が設置され若しくは設置が見込まれる区域を含む地方公共団体で行われる公共用施設の整備や地域振興に資する事業等に対する交付	無
電源立地地域対策交付金	地方公共団体	74,931	発電用施設等の設置が行われ又は予定されている地方公共団体が実施する公共用施設整備事業等に対する交付	無
原子力災害影響調査等交付金	福島県	13	県民健康調査支援のための調査研究を実施するための交付	無
原子力施設等防災対策等交付金	道府県	17,312	原子力発電施設等の周辺における環境放射線の調査等に要する費用に充てるための交付	無
合 計		126,179		

(2) 委託費の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
原子力施設等防災対策等委託費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	3,203	放射線監視事業により得られた放射線監視データをより的確に比較・検討するための調査等の委託	有
	民間団体等	5,464		無
	小 計	8,668		
電源立地等推進対策委託費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	41	放射線に関する基礎知識の情報提供等の実施、エネルギーに関する知識の習得、思考力・判断力の育成のための取組への支援等の委託	有
	民間団体等	961		無
	小 計	1,002		
放射性廃棄物処分基準調査等委託費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1,574	高レベル放射性廃棄物処分関連技術の調査研究、地質処分に関連する技術情報等の総合的データベースの整備等の委託	有
	民間団体等	3,033		無
	小 計	4,608		
軽水炉等改良技術確証試験等委託費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	4,969	多様な原子力システムに関する革新的技術開発、国際的な枠組下での高速炉に関する安全設計要件の構築等の委託	有
	民間団体等	1,856		無
	小 計	6,826		
原子力発電施設等安全技術対策委託費	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	68	実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータの開発・整備・維持管理及び教材作成等の委託	有
	民間団体等	342		無
	小 計	411		
原子力災害影響調査等委託費	民間団体	169	原子力被災者に対する健康確保、健康不安の解消を図るために、住民等の個人被ばく線量の測定・結果の説明の実施に係る委託	無
合 計		21,686		

(3) 交付金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	47,000	「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針について」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、福島再生に向けて除染・中間貯蔵施設事業を加速させるとともに、国民負担の増大を抑制し、電力の安定供給に支障を生じさせないようにする観点から、中間貯蔵施設費用相当分について、事業期間(30年以内)終了後5年以内まで、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第68条に基づき交付する交付金(平成26年度開始)	無
合 計		47,000		

(4) 拠出金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国際原子力機関等拠出金	国際原子力機関等	1,028	原子力発電導入検討国の基盤整備支援、原子力平和利用に関する正しい知識の普及活動等に対する拠出	無
合 計		1,028		

(5) 独立行政法人運営費交付金の明細

(単位：百万円)

相 手 先	金 額	支 出 目 的
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	93,642	「独立行政法人通則法」第46条の規定により、独立行政法人の業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部の交付
合 計	93,642	

(6) 国有資産所在市町村交付金等の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
国有資産所在市町村交付金	市町村	0	原子力検査官等宿舍が所在する市町村に対する交付金	無
合 計		0		

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入	地方公共団体等	3,537
合 計			3,537

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区 分	相 手 先	金 額	資 産 等 の 内 容	所管換等の理由	備 考
資産の無償所管換(受)	民間団体等	1,002	物品	委託事業終了による所有権移転	
誤 謬 修 正	—	302	物品	期首残高の誤謬訂正によるもの	
合 計		1,305			

(3) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区 分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有 形 固 定 資 産				
国有財産(公共用財産を除く)	— △	0	△ 0	
行 政 財 産	— △	0	△ 0	
土 地	— △	0	△ 0	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
出 資 金				
(市 場 価 格 の な い も の)	15,302 △	18,754	△ 3,452	国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額
合 計	15,302 △	18,755	△ 3,452	

4 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相 手 先	金 額
雑 収 入	雑 収 入	地方公共団体等	3,540
合 計			3,540

(2) 資金の明細

(単位：百万円)

資 金 名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
周 辺 地 域 整 備 資 金	125	—	125	—
合 計	125	—	125	—

電源開発促進勘定

連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)		前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)
＜資 産 の 部＞			＜負 債 の 部＞		
現 金 ・ 預 金	184,723	246,241	未 払 金	30,000	30,844
有 価 証 券	55,588	—	未 払 費 用	3,711	3,714
た な 卸 資 産	25,584	24,432	保 管 金 等	435	674
未 収 金	3,920	4,194	前 受 金	4,176	4,367
未 収 収 益	103	0	賞 与 引 当 金	3,164	3,361
前 払 金	5,169	5,946	放射性廃棄物引当金	103,731	104,128
前 払 費 用	728	699	退 職 給 付 引 当 金	53,558	49,282
他会計繰戻未収金	33,300	33,300	そ の 他 の 債 務 等	8,405	9,072
そ の 他 の 債 権 等	—	88			
貸 倒 引 当 金 △	1	△ 1			
有 形 固 定 資 産	446,933	447,304			
国有財産等(公共 用財産を除く)	380,301	380,600			
土 地	57,302	57,249			
建 物	71,367	72,583			
工 作 物	67,180	64,451			
船 舶	6	6	負 債 合 計	207,184	205,446
建設仮勘定	184,444	186,310			
物 品 等	66,632	66,703	＜資産・負債差額の部＞		
無 形 固 定 資 産	2,587	2,666	資 産 ・ 負 債 差 額	551,647	559,617
そ の 他 の 投 資 等	193	190	(うち他会計等からの 出資)	(295,309)	(294,769)
資 産 合 計	758,831	765,064	負債及び資産・ 負債差額合計	758,831	765,064

連結業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕
人件費	42,867	42,277
賞与引当金繰入額	3,164	3,361
退職給付引当金繰入額	2,471	199
補助金等	129,175	126,100
委託費	12,544	11,828
交付金	47,000	47,000
拠出金	1,256	1,028
国有資産所在市町村交付金等	0	0
一般会計への繰入	0	1
庁費等	14,362	13,175
その他の経費	123,574	112,496
減価償却費	21,819	20,106
貸倒引当金繰入額	0	—
支払利息	41	148
資産処分損益	2,379	2,232
減損損失	22,716	6,239
本年度業務費用合計	423,376	386,197

連結資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日〕		本会計年度 〔自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日〕	
I 前年度末資産・負債差額		614,956		551,647
II 本年度業務費用合計	△	423,376	△	386,197
III 財 源		413,135		392,873
1 自 己 収 入		3,254		3,492
その他の財源		3,254		3,492
2 他会計からの受入		317,863		316,830
一般会計からの受入		317,863		316,830
3 独立行政法人等収入		92,016		72,551
IV 無償所管換等		1,689		1,434
V 資産評価差額		0	△	4
VI その他資産・負債差額の増減	△	54,757	△	135
VII 本年度末資産・負債差額		551,647		559,617

電源開発促進勘定

連結区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自己収入		
その他の収入	3,266	3,495
他会計からの受入		
一般会計からの受入	317,863	316,830
独立行政法人等収入	70,901	72,802
有価証券の売却・償還による収入	6,048	56,896
固定資産の売却による収入	166	51
その他の投資による収入	4	6
前年度剰余金等受入	181,578	184,598
資金からの受入(予算上措置されたもの)	154	125
財 源 合 計	579,983	634,806
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 51,313	△ 50,487
補 助 金 等	△ 129,175	△ 126,100
委 託 費	△ 12,544	△ 11,828
交 付 金	△ 47,000	△ 47,000
抛 出 金	△ 1,256	△ 1,028
国有資産所在市町村交付金等	△ 0	△ 0
一般会計への繰入	△ 0	△ 1
庁 費 等 の 支 出	△ 14,419	△ 13,497
そ の 他 の 支 出	△ 118,008	△ 114,312
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 373,718	△ 364,257
(2) 施 設 整 備 支 出		
独立行政法人等における固定資産取得支出	△ 20,266	△ 23,320
施設整備支出合計	△ 20,266	△ 23,320
業 務 支 出 合 計	△ 393,985	△ 387,578
業 務 収 支	185,997	247,228

Ⅱ 財 務 収 支				
リース債務の返済による支出	△	1,281	△	732
利 息 の 支 払 額	△	38	△	118
出資の払戻による支出	△	79	△	135
財 務 収 支	△	1,399	△	986
本 年 度 収 支		184,598		246,241
翌年度歳入繰入等		184,598		246,241
資金本年度末残高		125		—
本年度末現金・預金残高		184,723		246,241

注 記

1 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

名 称	出 資 額 (百 万 円)	出 資 割 合	子 会 社 数
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 電源利用勘定	239	78.0%	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 電源利用勘定	523,094	97.1%	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 一般勘定	—	—	—
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 埋設処分業務勘定	—	—	—

(注) 名称、出資額、出資割合及び子会社数は令和3年3月31日時点によっている。

2 出納整理期間における現金の受払いの修正

本勘定においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に本勘定との出納整理期間中の現金の受払い等は終了したものとして修正を行っている。

3 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、それぞれの特性を反映した財務諸表を作成している。特別会計連結財務書類の作成に際して、本勘定と連結対象法人との会計処理の統一は行っていないが、以下に記載した連結対象法人の特有の会計処理については、修正を行っている。

(1) 運営費交付金、補助金等及び寄附金

連結対象法人において負債計上されている運営費交付金債務、預り補助金等、預り寄附金、資産見返運営費交付金、資産見返補助金等、資産見返寄附金、長期廃棄物処理処分負担金等は、財源等へ振り替えている。

(2) 退職給付引当金見返、賞与引当金見返及び放射性廃棄物引当金見返等

「独立行政法人会計基準」等に基づき資産に計上されている退職給付引当金見返、賞与引当金見返、放射性廃棄物引当金見返等並びに当該年度に計上した退職給付引当金見返、賞与引当金見返、放射性廃棄物引当金見返に係る収益等については、取り消している。

(3) 減価償却相当累計額等

「独立行政法人会計基準」等に基づき資本剰余金の減少として計上されている当該年度の減価償却相当累計額等は、業務費用へ振り替えている。

4 特別会計財務書類と連結対象法人の会計処理の重要な相違

(1) 有形固定資産の減価償却方法

本勘定においては、国有財産(公共用財産を除く)については定率法(平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法)、物品については定額法によっているが、連結対象法人においては定額法によっている。

(2) 退職給付引当金

本勘定においては、退職手当に係る退職給付引当金として期末自己都合要支給額を計上しているが、連結対象法人においては、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上している。

5 追加情報

(1) 表示科目の内容(連結対象法人を中心に説明)

① 連結貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、本勘定が保有する日本銀行預金及び連結対象法人が保有する現金・預金等を計上している。
- ・「有価証券」には、前会計年度において、連結対象法人が保有する国債等を計上している。
- ・「たな卸資産」には、連結対象法人が保有する核物質と貯蔵品等を計上している。
- ・「未収金」には、本勘定及び連結対象法人の未収金を計上している。
- ・「未収収益」には、連結対象法人の未収収益を計上している。
- ・「前払金」には、連結対象法人の前払金を計上している。
- ・「前払費用」には、本勘定及び連結対象法人の前払費用を計上している。
- ・「他会計繰戻未収金」には、本勘定における「平成 18 年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、「特別会計に関する法律」附則第 66 条の規定による廃止前の電源開発促進対策特別会計電源立地勘定及び電源利用勘定から一般会計に繰り入れたものについて、将来本勘定に繰り戻されることとされている未収額を計上している。
- ・「その他の債権等」には、連結対象法人における独立の科目で表示しているものの以外の債権等を計上している。
- ・「貸倒引当金」には、本勘定の未収金に対する貸倒見積額を計上している。
- ・「国有財産等(公共用財産を除く)」には、本勘定が保有する国有財産及び連結対象法人の有形固定資産のうち、公共用財産及び物品等以外を計上している。
- ・「土地」には、本勘定及び連結対象法人が保有する土地を計上している。
- ・「建物」には、本勘定及び連結対象法人が保有する建物を計上している。
- ・「工作物」には、本勘定及び連結対象法人が保有する工作物を計上している。
- ・「船舶」には、連結対象法人が保有する船舶を計上している。
- ・「建設仮勘定」には、連結対象法人における建設仮勘定を計上している。
- ・「物品等」には、本勘定が保有する物品のほか、連結対象法人が保有する物品等を計上している。
- ・「無形固定資産」には、本勘定及び連結対象法人が保有するソフトウェア、特許権等を計上している。
- ・「その他の投資等」には、連結対象法人が差し入れている敷金・保証金等を計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、本勘定の未払金のほか、連結対象法人の未払金等を計上している。
- ・「未払費用」には、連結対象法人の未払費用を計上している。
- ・「保管金等」には、連結対象法人が保管している保管金等を計上している。
- ・「前受金」には、連結対象法人の前受金を計上している。
- ・「賞与引当金」には、本勘定及び連結対象法人において、本会計年度末以降の賞与支給見込額に基づき、本会計年度末までの期間に対応する金額を計上している。
- ・「放射性廃棄物引当金」には、連結対象法人における放射性廃棄物引当金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、本勘定及び連結対象法人における退職手当等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、連結対象法人における独立の科目で表示している債務以外の債務等を計上している。

② 連結業務費用計算書

- ・「人件費」には、本勘定における人件費のほか、連結対象法人において人件費に該当するものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、本勘定及び連結対象法人の賞与引当金繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、本勘定及び連結対象法人における退職給付引当金への繰入額を計上している。

- ・「補助金等」には、本勘定の補助金を計上している。
- ・「委託費」には、本勘定の委託費を計上している。
- ・「交付金」には、本勘定の交付金を計上している。
- ・「拠出金」には、本勘定の拠出金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、本勘定の国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、本勘定の一般会計への繰入を計上している。
- ・「庁費等」には、本勘定において、決算書の用途別分類が「物件費」又は「施設費」となっているもののうち、資産計上されていないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、本勘定及び連結対象法人における業務費用のうち、独立の科目で表示されている以外のものを計上している。
- ・「減価償却費」には、本勘定及び連結対象法人における有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、前会計年度において、本勘定における債権等の貸倒れに伴う費用及び損失の見込額のうち、本会計年度において負担する額を計上している。
- ・「支払利息」には、連結対象法人における支払利息を計上している。
- ・「資産処分損益」には、本勘定及び連結対象法人における固定資産の売却、除却及び有償譲渡等の処分に伴い生じた損益を計上している。
- ・「減損損失」には、連結対象法人における減損損失を計上している。

③ 連結資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、連結業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、本勘定に計上されているその他の財源を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、本勘定における「特別会計に関する法律」第91条第1項の規定に基づく電源開発促進税収入相当額の電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人における自己収入等に係る額を計上している。
- ・「無償所管換等」には、本勘定及び連結対象法人において、業務委託先からの有形固定資産(物品)の所有権移転に伴う資産・負債差額の増減等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、本勘定における国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額のほか、連結対象法人の保有している資産に生じた評価差額を計上している。
- ・「その他資産・負債差額の増減」には、連結対象法人における上記以外の資産・負債差額の増減を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本会計年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 連結区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、本勘定に計上されているその他の収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、本勘定における「特別会計に関する法律」第91条第1項の規定に基づく電源開発促進税収入相当額の電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人の自己収入等に係る額を計上している。
- ・「有価証券の売却・償還による収入」には、連結対象法人の有価証券の売却・償還による収入を計上している。
- ・「固定資産の売却による収入」には、連結対象法人の固定資産の売却による収入を計上している。

- ・「その他の投資による収入」には、連結対象法人におけるその他投資等の回収収入を計上している。
- ・「前年度剰余金等受入」には、本勘定の前年度剰余金及び連結対象法人の前期末現金・預金残高を計上している。
- ・「資金からの受入(予算上措置されたもの)」には、本勘定における財政法第 44 条の資金からの受入額で予算措置されたものを計上している。
- ・「人件費」には、本勘定における人件費のほか、連結対象法人において人件費に該当するものを計上している。
- ・「補助金等」には、本勘定の補助金等を計上している。
- ・「委託費」には、本勘定の委託費を計上している。
- ・「交付金」には、本勘定の交付金を計上している。
- ・「拠出金」には、本勘定の拠出金を計上している。
- ・「国有資産所在市町村交付金等」には、本勘定の国有資産所在市町村交付金を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、本勘定の一般会計への繰入を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、本勘定において、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、本勘定におけるその他の支出のほか、連結対象法人における上記以外の業務支出を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、連結対象法人における固定資産取得に繋がる支出を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、連結対象法人におけるリース債務の返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、連結対象法人におけるリース債務に係る利息の支払額を計上している。
- ・「出資の払戻による支出」には、連結対象法人の出資金の払戻による支出を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入等」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、前会計年度において、財政法第 44 条の資金として保有している歳計外の現金・預金の本年度末残高の合計額を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入等」に「資金本年度末残高」を加えたものを計上している。計上額は、連結貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(2) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 本勘定と連結対象法人間の債権債務等について相殺消去を行っている。
- ② 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ③ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ④ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

本勘定において、過年度の物品等の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。

この修正により、本会計年度の連結貸借対照表において、物品等が 302 百万円増加し、連結資産・負債差額が 302 百万円増加しており、連結資産・負債差額増減計算書において、無償所管換等が 302 百万円増加している。

附属明細書

1 連結対象法人別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対 策特別会計電 源開発促進勘 定	国立研究開発 法人新エネル ギー・産業技 術総合開発機 構電源利用勘 定	国立研究開発 法人日本原子 力研究開発機 構	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去	連 結 合 計
＜資 産 の 部＞						
現 金 ・ 預 金	58,843	236	187,160	187,397	—	246,241
た な 卸 資 産	—	—	24,432	24,432	—	24,432
未 収 金	1	—	4,192	4,192	—	4,194
未 収 収 益	—	0	—	0	—	0
前 払 金	—	—	5,946	5,946	—	5,946
前 払 費 用	1	—	698	698	—	699
他 会 計 繰 戻 未 収 金	33,300	—	—	—	—	33,300
そ の 他 の 債 権 等	—	—	88	88	—	88
貸 倒 引 当 金	△ 1	—	—	—	—	△ 1
有 形 固 定 資 産	5,630	6	441,755	441,762	△ 89	447,304
国有財産等(公共用財産を除く)	162	6	380,431	380,437	—	380,600
土 地	33	—	57,215	57,215	—	57,249
建 物	126	6	72,450	72,456	—	72,583
工 作 物	2	—	64,449	64,449	—	64,451
船 舶	—	—	6	6	—	6
建 設 仮 勘 定	—	—	186,310	186,310	—	186,310
物 品 等	5,467	0	61,324	61,324	△ 89	66,703
無 形 固 定 資 産	14	0	2,651	2,651	—	2,666
出 資 金	180,676	—	—	—	△ 180,676	—
そ の 他 の 投 資 等	—	121	68	190	—	190
資 産 合 計	278,467	365	666,996	667,362	△ 180,765	765,064
＜負 債 の 部＞						
未 払 金	48	0	30,796	30,796	—	30,844
未 払 費 用	—	—	3,714	3,714	—	3,714
保 管 金 等	—	—	674	674	—	674
前 受 金	—	—	5,274	5,274	△ 906	4,367
賞 与 引 当 金	544	—	2,817	2,817	—	3,361
放 射 性 廃 棄 物 引 当 金	—	—	104,128	104,128	—	104,128
退 職 給 付 引 当 金	3,877	—	45,404	45,404	—	49,282
そ の 他 の 債 務 等	—	—	9,072	9,072	—	9,072
負 債 合 計	4,469	0	201,883	201,883	△ 906	205,446
＜資 産 ・ 負 債 差 額 の 部＞						
資 産 ・ 負 債 差 額	273,997	365	465,113	465,478	△ 179,859	559,617

2 連結対象法人別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構電源利用勘定	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去	連 結 合 計
人 件 費	7,522	—	34,755	34,755	—	42,277
賞 与 引 当 金 繰 入 額	544	—	2,817	2,817	—	3,361
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	205	—	△ 6	△ 6	—	199
補 助 金 等	126,179	—	—	—	△ 78	126,100
委 託 費	21,686	—	—	—	△ 9,857	11,828
交 付 金	47,000	—	—	—	—	47,000
抛 出 金	1,028	—	—	—	—	1,028
独立行政法人運営費交付金	93,642	—	—	—	△ 93,642	—
国有資産所在市町村交付金等	0	—	—	—	—	0
一 般 会 計 へ の 繰 入	1	—	—	—	—	1
庁 費 等	13,234	—	—	—	△ 58	13,175
そ の 他 の 経 費	380	11	112,139	112,151	△ 34	112,496
減 価 償 却 費	2,303	1	17,846	17,848	△ 45	20,106
支 払 利 息	—	—	148	148	—	148
資 産 処 分 損 益	11	0	2,204	2,204	16	2,232
減 損 損 失	—	—	6,239	6,239	—	6,239
本 年 度 業 務 費 用 合 計	313,739	13	176,144	176,157	△ 103,700	386,197

(単位：百万円)

そ の 他 の 経 費 内 訳	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構電源利用勘定	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去	連 結 合 計
特別会計財務書類でのその他の経費	380	—	—	—	—	380
連結対象法人での業務費用	—	0 ※	107,609	107,609	△ 23	107,586
連結対象法人での一般管理費	—	—	1,699	1,699	—	1,699
連結対象法人でのその他の経費	—	11	2,830	2,841	△ 11	2,830
計	380	11	112,139	112,151	△ 34	112,496

※業務費(96,843 百万円)、受託経費(10,766 百万円)を計上している。

3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対 策特別会計電 源開発促進勘 定	国立研究開発 法人新エネル ギー・産業技 術総合開発機 構電源利用勘 定	国立研究開発 法人日本原子 力研究開発機 構	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去	連 結 合 計
I 前年度末資産・負債差額	269,516	342	465,770	466,113	△ 183,983	551,647
II 本年度業務費用合計	△ 313,739	△ 13	△ 176,144	△ 176,157	103,700	△ 386,197
III 財 源	320,367	35	175,485	175,521	△ 103,015	392,873
1 自 己 収 入	3,537	—	—	—	△ 45	3,492
そ の 他 の 財 源	3,537	—	—	—	△ 45	3,492
2 他 会 計 か ら の 受 入	316,830	—	—	—	—	316,830
一般会計からの受入	316,830	—	—	—	—	316,830
3 独立行政法人等収入	—	35	175,485	175,521	△ 102,970	72,551
IV 無 償 所 管 換 等	1,305	—	170	170	△ 41	1,434
V 資 産 評 価 差 額	△ 3,452	—	△ 4	△ 4	3,452	△ 4
VI その他資産・負債差額の増減	—	—	△ 163	△ 163	28	△ 135
VII 本年度末資産・負債差額	273,997	365	465,113	465,478	△ 179,859	559,617

4 連結対象法人別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構電源利用勘定	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	連結対象 法人合計	相殺消去	連結合計
I 業 務 収 支						
1 財 源						
自 己 収 入						
そ の 他 の 収 入	3,540	—	—	—	△ 45	3,495
他 会 計 か ら の 受 入						
一般会計からの受入	316,830	—	—	—	—	316,830
独立行政法人等収入	—	35	176,396	176,432	△ 103,629	72,802
出資金の回収による収入	28	—	—	—	△ 28	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—	56,896	56,896	—	56,896
固定資産の売却による収入	—	0	51	51	—	51
その他の投資による収入	—	—	6	6	—	6
前年度剰余金等受入	50,124	214	134,259	134,473	—	184,598
資金からの受入(予算上措置されたもの)	125	—	—	—	—	125
財 源 合 計	370,649	249	367,610	367,860	△ 103,703	634,806
2 業 務 支 出						
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)						
人 件 費	△ 8,373	—	△ 42,114	△ 42,114	—	△ 50,487
補 助 金 等	△ 126,179	—	—	—	78	△ 126,100
委 託 費	△ 21,686	—	—	—	9,857	△ 11,828
交 付 金	△ 47,000	—	—	—	—	△ 47,000
拠 出 金	△ 1,028	—	—	—	—	△ 1,028
独立行政法人運営費交付金	△ 93,642	—	—	—	93,642	—
国有資産所在市町村交付金等	△ 0	—	—	—	—	△ 0
一般会計への繰入	△ 1	—	—	—	—	△ 1
庁 費 等 の 支 出	△ 13,556	—	—	—	58	△ 13,497
そ の 他 の 支 出	△ 337	△ 12	△ 113,999	△ 114,012	37	△ 114,312
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 311,805	△ 12	△ 156,114	△ 156,127	103,674	△ 364,257
(2) 施 設 整 備 支 出						
独立行政法人等における固定資産取得支出	—	—	△ 23,320	△ 23,320	—	△ 23,320
施設整備支出合計	—	—	△ 23,320	△ 23,320	—	△ 23,320
業 務 支 出 合 計	△ 311,805	△ 12	△ 179,434	△ 179,447	103,674	△ 387,578
業 務 収 支	58,843	236	188,175	188,412	△ 28	247,228
II 財 務 収 支						
リース債務の返済による支出	—	—	△ 732	△ 732	—	△ 732
利 息 の 支 払 額	—	—	△ 118	△ 118	—	△ 118
出資の払戻による支出	—	—	△ 163	△ 163	28	△ 135
財 務 収 支	—	—	△ 1,015	△ 1,015	28	△ 986
本 年 度 収 支	58,843	236	187,160	187,397	—	246,241
翌 年 度 歳 入 繰 入 等	58,843	236	187,160	187,397	—	246,241
本 年 度 末 現 金 ・ 預 金 残 高	58,843	236	187,160	187,397	—	246,241

原子力損害賠償支援勘定

貸借対照表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)		前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)
＜資産の部＞			＜負債の部＞		
現金・預金	161,533	152,202	公債	4,177,400	3,660,900
前払費用	4,177,400	3,660,900	借入金	7,682,223	7,932,195
出資金	7,000	7,000	負債合計	11,859,623	11,593,095
			＜資産・負債差額の部＞		
			資産・負債差額△	7,513,689	△ 7,772,992
資産合計	4,345,933	3,820,102	負債及び資産・ 負債差額合計	4,345,933	3,820,102

業 務 費 用 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕
資 金 援 助 交 付 費	526,000	516,500
庁 費 等	0	0
公 債 事 務 取 扱 費	6	5
本 年 度 業 務 費 用 合 計	526,007	516,506

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度		本 会 計 年 度	
	〔自 平成 31 年 4 月 1 日〕		〔自 令和 2 年 4 月 1 日〕	
	〔至 令和 2 年 3 月 31 日〕		〔至 令和 3 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額	△	7,244,943	△	7,513,689
II 本年度業務費用合計	△	526,007	△	516,506
III 財 源		257,260		257,203
1 自 己 収 入		257,260		257,203
そ の 他 の 財 源		257,260		257,203
IV 本年度末資産・負債差額	△	7,513,689	△	7,772,992

原子力損害賠償支援勘定

区 分 別 収 支 計 算 書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	257,260	257,203
前年度剰余金受入	71,984	103,238
財 源 合 計	329,245	360,441
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
庁 費 等 の 支 出	△ 0	△ 0
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 0	△ 0
業 務 支 出 合 計	△ 0	△ 0
業 務 収 支	329,244	360,440
II 財 務 収 支		
公債の償還による支出	△ 526,000	△ 516,500
借 入 に よ る 収 入	7,682,223	7,932,195
借入金の返済による支出	△ 7,382,223	△ 7,682,223
公債事務取扱に係る支出	△ 6	△ 5
財 務 収 支	△ 226,006	△ 266,533
本 年 度 収 支	103,238	93,907
翌 年 度 歳 入 繰 入	103,238	93,907
資金本年度末残高	58,295	58,295
本年度末現金・預金残高	161,533	152,202

注 記

1 重要な会計方針

(1) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格(出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額)によって評価している。

(2) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債(公債)の会計処理方法

本勘定における「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(以下「法」という。)の規定により行う国債の交付、償還等に係る会計処理については、以下の方法によっている。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)への国債交付時には、「公債」として負債に計上するとともに「前払費用」として同額を資産に計上する。

また、機構の請求により国債の償還を行った場合には、償還額相当額を「前払費用」から「資金援助交付費」へ振り替えている。

2 翌年度以降支出予定額

(1) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 0 百万円

3 追加情報

(1) 出納整理期間

本勘定は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第 44 条の資金

資金の種類：原子力損害賠償支援資金

根 拠 法 令：「特別会計に関する法律」第 92 条の 2 第 1 項

内 容：「特別会計に関する法律」第 91 条の 3 第 1 項の規定による原子力損害の賠償に係る交付国債の償還金等の支出に必要な金額の国債整理基金特別会計への繰入りを円滑に実施するために要する費用を確保するために設置している。

(3) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「前払費用」には、法第 48 条第 2 項の規定による交付国債未償還額を計上している。
- ・「出資金」には、国有財産として管理されている政府出資のうち、政策目的をもって保有しているものを計上している。

イ 負債の部

- ・「公債」には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債を計上している。
- ・「借入金」には、民間金融機関からの借入金を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「資金援助交付費」には、法第 45 条第 1 項の規定により主務大臣の認定を受けた特別事業計画(以下「特別事業計画」という。)に基づき、本会計年度中に行われた交付国債償還額を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の用途別分類が「物件費」に該当するものを計上している。
- ・「公債事務取扱費」には、起債等事務取扱に係る費用を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入及び預託金利子収入を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入及び預託金利子収入を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本勘定の前年度剰余金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当するものを計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「公債の償還による支出」には、原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債の償還額を計上している。
- ・「借入による収入」には、民間金融機関からの借入金に係る収入を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、民間金融機関への借入金返済支出を計上している。
- ・「公債事務取扱に係る支出」には、起債等事務取扱に係る費用を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、財政法第 44 条の資金として保有している歳計外の現金・預金の本年度末残高の合計額を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に「資金本年度末残高」を加算したものを計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(4) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ③ 資金援助交付費については、法第 46 条第 1 項の規定により令和 3 年 8 月 4 日付けで変更認定された特別事業計画に基づき、令和 3 年度までに 12,132,709 百万円を機構に交付することとしている。（うち、9,839,100 百万円については、令和 2 年度までに交付済み。）

なお、当該交付費を限度とし、毎事業年度において機構に利益が生じた場合には、法第 59 条第 4 項の規定に基づき、当該利益を国庫に納付することとなっている。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	152,202
合 計	152,202

② 前払費用の明細

(単位：百万円)

内 容	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
資金援助交付費	4,177,400	—	516,500	3,660,900
合 計	4,177,400	—	516,500	3,660,900

③ 出資金の明細

ア 出資金の増減の明細

(単位：百万円)

法人名等	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増額	本年度減額	評価差額(本年度発生分)	強制評価減	本年度末残高
○認可法人							
原子力損害賠償・廃炉等支援機構(一般勘定)	7,000	—	—	—	—	—	7,000
合 計	7,000	—	—	—	—	—	7,000

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

(単位：百万円)

出資先	資産(A)	負債(B)	純資産額(C=A-B)	資本金(D)	特別会計からの出資累計額(E)	出資割合(F=E/D)％	純資産額による算出額(G=C×F)	貸借対照表計上額(国有財産台帳価格)	使用財務諸表
○認可法人									
原子力損害賠償・廃炉等支援機構(一般勘定)	4,986,178	4,972,178	14,000	14,000	7,000	50.00％	7,000	7,000	法定財務諸表
合 計	4,986,178	4,972,178	14,000	14,000	7,000	—	7,000	7,000	

(2) 負債項目の明細

① 公債の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	債券発行差金	差引残高
原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債	4,177,400	—	516,500	3,660,900	—	3,660,900
合 計	4,177,400	—	516,500	3,660,900	—	3,660,900

② 借入金の明細

(単位：百万円)

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
民間金融機関	7,682,223	7,932,195	7,682,223	7,932,195
合 計	7,682,223	7,932,195	7,682,223	7,932,195

2 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 納付金収入	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 納付金収入	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	257,200
雑収入	雑収入	財務省	3
合 計			257,203

3 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 納付金収入	原子力損害賠償・廃炉等支援機構 納付金収入	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	257,200
雑収入	雑収入	財務省	3
合 計			257,203

(2) 資金の明細

(単位：百万円)

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
原子力損害賠償支援資金	58,295	—	—	58,295
合 計	58,295	—	—	58,295

連 結 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)		前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)
＜資 産 の 部＞			＜負 債 の 部＞		
現 金 ・ 預 金	246,590	231,422	未 払 金	26,663	22,257
有 価 証 券	1,000	2,000	未 払 費 用	51	55
未 収 金	213,000	243,497	保 管 金 等	20	20
未 収 収 益	0	0	賞 与 引 当 金	102	98
前 払 費 用	12	12	原子力損害賠償・廃 炉等支援機構債券	801,038	800,989
有 形 固 定 資 産	70	186	借 入 金	7,882,223	8,132,195
国有財産等(公共 用財産を除く)	62	54	退 職 給 付 引 当 金	68	71
工 作 物	62	54	そ の 他 の 債 務 等	1	26
物 品 等	7	132	負 債 合 計	8,710,170	8,955,714
無 形 固 定 資 産	0	353	＜資産・負債差額の部＞		
出 資 金	1,000,000	1,000,000	資 産 ・ 負 債 差 額 △	7,249,489 △	7,478,233
そ の 他 の 投 資 等	6	6	(うち国以外からの 出資)	(7,000)	(7,000)
資 産 合 計	1,460,680	1,477,481	負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	1,460,680	1,477,481

連結業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本会計年度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕
人件費	1,447	1,455
賞与引当金繰入額	102	98
退職給付引当金繰入額	21	28
委託費	992	967
資金援助交付費	526,000	516,500
庁費等	0	0
公債事務取扱費	6	5
その他の経費	846	885
減価償却費	11	10
支払利息	△ 619	△ 700
本年度業務費用合計	528,810	519,251

連結資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度		本 会 計 年 度	
	〔自 平成 31 年 4 月 1 日〕		〔自 令和 2 年 4 月 1 日〕	
	〔至 令和 2 年 3 月 31 日〕		〔至 令和 3 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額	△	6,980,686	△	7,249,489
II 本年度業務費用合計	△	528,810	△	519,251
III 財 源		260,007		290,507
1 自 己 収 入		3		3
そ の 他 の 財 源		3		3
2 独立行政法人等収入		260,003		290,504
IV 本年度末資産・負債差額	△	7,249,489	△	7,478,233

原子力損害賠償支援勘定

連結区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕		本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕	
I 業 務 収 支				
1 財 源				
自己収入				
その他の収入		3		3
独立行政法人等収入		47,003		47,005
有価証券の売却・償還による収入		286,500		261,000
前年度剰余金等受入		149,568		188,295
財 源 合 計		483,075		496,304
2 業 務 支 出				
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)				
資金援助交付費	△	520,000	△	521,400
庁費等の支出	△	0	△	0
有価証券の取得による支出	△	285,500	△	262,000
その他の支出	△	0	△	0
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△	805,500	△	783,400
(2) 施設整備支出				
独立行政法人等における固定資産取得支出		—	△	12
施設整備支出合計		—	△	12
業 務 支 出 合 計	△	805,500	△	783,413
原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務活動によるキャッシュ・フロー(間接法)		210,102		209,968
業 務 収 支	△	112,323	△	77,140
II 財 務 収 支				
借入による収入		7,882,223		8,132,195
借入金の返済による支出	△	7,582,223	△	7,882,223
債券の発行による収入		250,900		250,660
債券の償還による支出	△	250,000	△	250,000
利息の支払額	△	7	△	8
公債事務取扱に係る支出	△	6	△	5
その他の財務収支	△	267	△	350
財 務 収 支		300,618		250,267

本 年 度 収 支	188,295	173,127
翌年度歳入繰入等	188,295	173,127
資金本年度末残高	58,295	58,295
本年度末現金・預金残高	246,590	231,422

注 記

1 連結を行った独立行政法人等の名称及び出資割合等

名 称	出 資 額 (百 万 円)	出 資 割 合	子 会 社 数
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 一般勘定	7,000	50.0%	1 社(1 社)

(注1) 名称、出資額、出資割合及び子会社数は令和3年3月31日時点によっている。

(注2) 子会社数の欄に記載された()内の数は、連結対象から除外した子会社数である。

2 独立行政法人等の子会社のうち連結対象から除外したもの

独立行政法人等の子会社のうち、以下の子会社については連結対象から除外している。

独立行政法人等の名称	連結対象から除外した子会社	除 外 し た 理 由
原子力損害賠償・廃炉等支援機構 一般勘定	東京電力ホールディングス株式会社	「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(以下「法」という。)第41条第1項第2号の規定に基づく財務基盤強化のための株式の引受けであり、出資会社を傘下に入れる目的ではないことからみて、連結の範囲に入れることで利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあるため、連結の範囲から除外している。

3 出納整理期間における現金の受払いの修正

本勘定においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としているが、連結対象法人では出納整理期間が設けられていない。このため、連結に際しては、国の会計年度に合わせて、連結対象法人においても、本会計年度末に本勘定との出納整理期間中の現金の受払等は終了したものとして修正を行っている。

4 連結対象法人特有の会計処理の修正の内容

連結対象法人においては、企業会計原則に対して必要な修正をした上で、その特性を反映した財務諸表を作成している。また、特別会計連結財務書類の作成に際して、以下に記載した内容について、本勘定と連結対象法人との会計処理の統一を行っている。

独立行政法人等収入及び資金援助交付費

連結対象法人における資金援助交付費及びこれに対応する独立行政法人等収入については、特別事業計画による認定額のうち本勘定において認識した額と同額を計上している。

5 特別会計財務書類と連結対象法人の会計処理の重要な相違

区分別収支計算書の作成方法

本勘定においては直接法により区分別収支計算書を作成しているが、連結対象法人においては区分別収支計算書の基礎となるキャッシュ・フロー計算書を間接法により作成している。これらの業務活動に係るキャッシュ・フローについては、「業務活動によるキャッシュ・フロー(間接法)」として、「業務支出合計」と「業務収支」との間に表示している。ただし、連結対象法人の業務収支のうち、その内訳を個別の収支に区分することができる一部の項目については、直接法によっている。

6 追加情報

(1) 表示科目の内容(連結対象法人を中心に説明)

① 連結貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、本勘定が保有する日本銀行預金及び連結対象法人が保有する現金・預金等を計上している。
- ・「有価証券」には、連結対象法人が保有する譲渡性預金を計上している。
- ・「未収金」には、連結対象法人の未収金を計上している。

- ・「未収収益」には、連結対象法人の未収収益を計上している。
- ・「前払費用」には、連結対象法人の前払費用を計上している。
- ・「国有財産等(公共用財産を除く)」には、連結対象法人の有形固定資産のうち、公共用財産及び物品等以外を計上している。
- ・「工作物」には、連結対象法人が保有する工作物を計上している。
- ・「物品等」には、連結対象法人が保有する工具器具備品を計上している。
- ・「無形固定資産」には、連結対象法人が保有するソフトウェアを計上している。
- ・「出資金」には、連結対象法人が保有する出資金を計上している。
- ・「その他の投資等」には、連結対象法人が差し入れている敷金保証金を計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、連結対象法人の未払金を計上している。
- ・「未払費用」には、連結対象法人の社会保険料事業主負担分等に係る未払費用を計上している。
- ・「保管金等」には、連結対象法人の預り金を計上している。
- ・「賞与引当金」には、連結対象法人における会計年度末以降の賞与支給見込額に基づき、会計年度末までの期間に対応する金額を計上している。
- ・「原子力損害賠償・廃炉等支援機構債券」には、連結対象法人が発行した債券を計上している。
- ・「借入金」には、本勘定及び連結対象法人における民間金融機関からの借入金を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、連結対象法人における退職手当等に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、連結対象法人における独立の科目で表示している債務以外の債務等を計上している。

② 連結業務費用計算書

- ・「人件費」には、連結対象法人において人件費に該当するものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、連結対象法人の賞与引当金への繰入額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、連結対象法人の退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「委託費」には、連結対象法人の業務委託費を計上している。
- ・「資金援助交付費」には、連結対象法人による資金援助額を計上している。
- ・「庁費等」には、本勘定における決算書の用途別分類が「物件費」に該当するものを計上している。
- ・「公債事務取扱費」には、本勘定における起債等事務取扱に係る費用を計上している。
- ・「その他の経費」には、連結対象法人における業務費用のうち、独立の科目で表示されている以外のものを計上している。
- ・「減価償却費」には、連結対象法人の有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「支払利息」には、連結対象法人における支払利息を計上している。

③ 連結資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前会計年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、連結業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「その他の財源」には、本勘定における預託金利子収入を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人における自己収入等に係る額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の連結貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 連結区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「その他の収入」には、本勘定における預託金利子収入を計上している。
- ・「独立行政法人等収入」には、連結対象法人における自己収入等に係る額を計上している。

- ・「有価証券の売却・償還による収入」には、連結対象法人の有価証券の償還による収入を計上している。
- ・「前年度剰余金等受入」には、本勘定及び連結対象法人の前年度剰余金を計上している。
- ・「資金援助交付費」には、連結対象法人による資金援助額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、本勘定における決算書の使途別分類が「物件費」に該当するものを計上している。
- ・「有価証券の取得による支出」には、連結対象法人の有価証券取得のための支出を計上している。
- ・「その他の支出」には、連結対象法人における上記以外の業務支出を計上している。
- ・「独立行政法人等における固定資産取得支出」には、連結対象法人の固定資産取得に係る支出を計上している。
- ・「原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務活動によるキャッシュ・フロー(間接法)」には、間接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成している原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)のキャッシュ・フロー計算書のうち、業務活動によるキャッシュ・フローの金額を計上している。
- ・「業務収支」には、「財源合計」から「業務支出合計」を控除し、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務活動によるキャッシュ・フロー(間接法)」を加減した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「借入による収入」には、本勘定及び連結対象法人における民間金融機関からの借入金に係る収入を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、本勘定及び連結対象法人における民間金融機関への借入金返済支出を計上している。
- ・「債券の発行による収入」には、連結対象法人における債券の発行による収入を計上している。
- ・「債券の償還による支出」には、連結対象法人における債券の償還による支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、連結対象法人における借入金に係る支払利息を計上している。
- ・「公債事務取扱に係る支出」には、本勘定における起債等事務取扱に係る費用を計上している。
- ・「その他の財務収支」には、連結対象法人におけるその他の財務収支を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入等」には、「本年度収支」を計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、財政法第 44 条の資金として保有している歳計外の現金・預金の本年度末残高の合計額を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入等」に「資金本年度末残高」を加算したものを計上している。計上額は、連結貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(2) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 本勘定と連結対象法人間の債権債務等について相殺消去を行っている。
- ② 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ③ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ④ 独立行政法人等収入には、法第 38 条の負担金の納付として、法第 38 条に基づく負担金の納付の義務を負う原子力事業者が機構に対し納付する一般負担金及び特別負担金が含まれる。
- ⑤ 資金援助交付費については、法第 46 条第 1 項の規定により令和 3 年 8 月 4 日付けで変更認定された特別事業計画に基づき、令和 3 年度までに 12,132,709 百万円を機構から東京電力ホールディングス株式会社に対して交付することとしている。

附属明細書

1 連結対象法人別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般勘定	連結対象計	相殺消去	連結合計
＜資産の部＞					
現金・預金	152,202	79,220	79,220	—	231,422
有価証券	—	2,000	2,000	—	2,000
未収金	—	243,497	243,497	—	243,497
未収収益	—	0	0	—	0
前払費用	3,660,900	1,806,735	1,806,735	△ 5,467,622	12
有形固定資産	—	186	186	—	186
国有財産等(公共用財産を除く)	—	54	54	—	54
工作物	—	54	54	—	54
物品等	—	132	132	—	132
無形固定資産	—	353	353	—	353
出資金	7,000	1,000,000	1,000,000	△ 7,000	1,000,000
その他の投資等	—	6	6	—	6
資産合計	3,820,102	3,132,001	3,132,001	△ 5,474,622	1,477,481
＜負債の部＞					
未払金	—	22,257	22,257	—	22,257
未払費用	—	55	55	—	55
保管金等	—	20	20	—	20
賞与引当金	—	98	98	—	98
原子力損害賠償・廃炉等支援機構債券	—	800,989	800,989	—	800,989
公債	3,660,900	1,806,722	1,806,722	△ 5,467,622	—
借入金	7,932,195	200,000	200,000	—	8,132,195
退職給付引当金	—	71	71	—	71
その他の債務等	—	26	26	—	26
負債合計	11,593,095	2,830,241	2,830,241	△ 5,467,622	8,955,714
＜資産・負債差額の部＞					
資産・負債差額	△ 7,772,992	301,759	301,759	△ 7,000	△ 7,478,233

2 連結対象法人別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般勘定	連結対象計	相殺消去	連結合計
人件費	—	1,455	1,455	—	1,455
賞与引当金繰入額	—	98	98	—	98
退職給付引当金繰入額	—	28	28	—	28
委託費	—	967	967	—	967
資金援助交付費	516,500	516,500	516,500	△ 516,500	516,500
庁費等	0	—	—	—	0
公債事務取扱費	5	—	—	—	5
その他の経費	—	885	885	—	885
減価償却費	—	10	10	—	10
支払利息	—	△ 700	△ 700	—	△ 700
本年度業務費用合計	516,506	519,245	519,245	△ 516,500	519,251

(単位：百万円)

その他の経費内訳	エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般勘定	連結対象計	相殺消去	連結合計
連結対象法人での業務費用	—	15	15	—	15
連結対象法人での一般管理費	—	487	487	—	487
連結対象法人でのその他の経費	—	382	382	—	382
計	—	885	885	—	885

3 連結対象法人別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般勘定	連結対象計	相殺消去	連結合計
I 前年度末資産・負債差額	△ 7,513,689	271,200	271,200	△ 7,000	△ 7,249,489
II 本年度業務費用合計	△ 516,506	△ 519,245	△ 519,245	516,500	△ 519,251
III 財源	257,203	807,004	807,004	△ 773,700	290,507
1 自己収入	257,203	—	—	△ 257,200	3
その他の財源	257,203	—	—	△ 257,200	3
2 独立行政法人等収入	—	807,004	807,004	△ 516,500	290,504
IV その他資産・負債差額の増減	—	△ 257,200	△ 257,200	257,200	—
V 本年度末資産・負債差額	△ 7,772,992	301,759	301,759	△ 7,000	△ 7,478,233

4 連結対象法人別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償・廃炉等支援機構一般勘定	連 結 対 象 法 人 合 計	相 殺 消 去	連 結 合 計
I 業 務 収 支					
1 財 源					
自 己 収 入					
そ の 他 の 収 入	257,203	—	—	△ 257,200	3
独 立 行 政 法 人 等 収 入	—	563,505	563,505	△ 516,500	47,005
有価証券の売却・償還による収入	—	261,000	261,000	—	261,000
前年度剰余金等受入	103,238	85,056	85,056	—	188,295
財 源 合 計	360,441	909,562	909,562	△ 773,700	496,304
2 業 務 支 出					
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)					
資金援助交付費	—	△ 521,400	△ 521,400	—	△ 521,400
庁 費 等 の 支 出	△ 0	—	—	—	△ 0
有価証券の取得による支出	—	△ 262,000	△ 262,000	—	△ 262,000
国庫納付による支出	—	△ 257,200	△ 257,200	257,200	—
そ の 他 の 支 出	—	△ 0	△ 0	—	△ 0
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 0	△ 1,040,600	△ 1,040,600	257,200	△ 783,400
(2) 施設整備支出					
独立行政法人等における固定資産取得支出	—	△ 12	△ 12	—	△ 12
施設整備支出合計	—	△ 12	△ 12	—	△ 12
業 務 支 出 合 計	△ 0	△ 1,040,612	△ 1,040,612	257,200	△ 783,413
原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務活動によるキャッシュ・フロー(間接法)	—	209,968	209,968	—	209,968
業 務 収 支	360,440	78,918	78,918	△ 516,500	△ 77,140
II 財 務 収 支					
公債の償還による支出	△ 516,500	—	—	516,500	—
借 入 に よ る 収 入	7,932,195	200,000	200,000	—	8,132,195
借入金返済による支出	△ 7,682,223	△ 200,000	△ 200,000	—	△ 7,882,223
債券の発行による収入	—	250,660	250,660	—	250,660
債券の償還による支出	—	△ 250,000	△ 250,000	—	△ 250,000
利 息 の 支 払 額	—	△ 8	△ 8	—	△ 8
公債事務取扱に係る支出	△ 5	—	—	—	△ 5
そ の 他 の 財 務 収 支	—	△ 350	△ 350	—	△ 350
財 務 収 支	△ 266,533	301	301	516,500	250,267
本 年 度 収 支	93,907	79,220	79,220	—	173,127
翌 年 度 歳 入 繰 入 等	93,907	79,220	79,220	—	173,127
資 金 本 年 度 末 残 高	58,295	—	—	—	58,295
本 年 度 末 現 金 ・ 預 金 残 高	152,202	79,220	79,220	—	231,422

合 算 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)		前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)
＜資 産 の 部＞			＜負 債 の 部＞		
現 金 ・ 預 金	568,874	595,703	未 払 金	65	106
有 価 証 券	614,964	429,182	未 払 費 用	23	17
た な 卸 資 産	1,487,312	1,473,777	賞 与 引 当 金	574	576
未 収 金	3,257	1,576	政 府 短 期 証 券	1,175,148	1,163,124
前 払 費 用	4,177,401	3,660,901	公 債	4,177,400	3,660,900
貸 付 金	30,640	35,112	借 入 金	8,032,232	8,264,904
他会計繰戻未収金	33,300	33,300	退 職 給 付 引 当 金	4,479	4,373
貸 倒 引 当 金 △	1,745	△ 1,575			
有 形 固 定 資 産	464,715	434,189			
国有財産(公共用 財産を除く)	456,103	426,751			
土 地	53,059	52,385			
立 木 竹	1,203	1,177			
建 物	14,041	13,307			
工 作 物	384,224	356,707			
船 舶	3,574	3,173			
物 品	8,611	7,437			
無 形 固 定 資 産	111	106			
出 資 金	668,342	1,143,825			
資 産 合 計	8,047,173	7,806,099	負 債 合 計	13,389,923	13,094,003
			＜資産・負債差額の部＞		
			資 産 ・ 負 債 差 額 △	5,342,750	△ 5,287,904
			負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	8,047,173	7,806,099

合算業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日〕	本会計年度 〔自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日〕
人件費	8,214	7,976
賞与引当金繰入額	574	576
退職給付引当金繰入額	250	214
補助金等	429,612	418,316
委託費	163,250	152,020
交付金	47,000	47,000
分担金	155	153
拠出金	4,496	4,854
補助金	25,719	25,671
資金援助交付費	526,000	516,500
独立行政法人運営費交付金	258,031	258,646
国有資産所在市町村交付金等	7,285	6,763
一般会計への繰入	1	1
庁費等	14,916	13,923
公債事務取扱費	8	7
その他の経費	1,120	465
減価償却費	39,791	38,571
貸倒引当金繰入額	1,532	—
支払利息	△ 847	△ 722
為替換算差損益	2,416	△ 4,472
資産処分損益	△ 2,782	2,540
たな卸資産評価損	16	14
本年度業務費用合計	1,526,766	1,489,024

合算資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕		本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕	
I 前年度末資産・負債差額	△	5,131,417	△	5,342,750
II 本年度業務費用合計	△	1,526,766	△	1,489,024
III 財 源		1,334,473		1,277,979
1 自 己 収 入		333,401		297,816
そ の 他 の 財 源		333,401		297,816
2 他会計からの受入		1,001,072		980,163
一般会計からの受入		1,001,072		980,163
IV 無償所管換等		1,211		2,027
V 資産評価差額	△	20,252		263,863
VI その他資産・負債差額の増減		—	△	0
VII 本年度末資産・負債差額	△	5,342,750	△	5,287,904

合算区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 〔自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日〕	本 会 計 年 度 〔自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自 己 収 入		
そ の 他 の 収 入	345,066	312,539
他会計からの受入		
一般会計からの受入	1,001,072	980,163
出資金の回収による収入	161	31,379
有価証券の売却・償還による収入	0	—
前年度剰余金受入	455,671	510,454
資金からの受入(予算上措置されたもの)	154	125
財 源 合 計	1,802,126	1,834,661
2 業 務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 9,192	△ 8,872
補 助 金 等	△ 429,612	△ 418,316
委 託 費	△ 163,250	△ 152,020
交 付 金	△ 47,000	△ 47,000
分 担 金	△ 155	△ 153
抛 出 金	△ 4,496	△ 4,854
補 給 金	△ 25,719	△ 25,671
独立行政法人運営費交付金	△ 258,031	△ 258,646
国有資産所在市町村交付金等	△ 7,285	△ 6,763
一般会計への繰入	△ 1	△ 1
出資による支出	△ 62,000	△ 56,500
庁 費 等 の 支 出	△ 18,213	△ 14,240
そ の 他 の 支 出	△ 1,104	△ 430
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 1,026,063	△ 993,470
(2) 施 設 整 備 支 出		
建物等に係る支出	△ 10,671	△ 7,415
施設整備支出合計	△ 10,671	△ 7,415
業 務 支 出 合 計	△ 1,036,734	△ 1,000,885
業 務 収 支	765,391	833,776

Ⅱ 財 務 収 支				
公債の償還による支出	△	526,000	△	516,500
政府短期証券の発行による収入		1,174,700		1,162,900
政府短期証券の償還による支出	△	1,185,700	△	1,174,700
借 入 に よ る 収 入		7,910,264		8,157,875
借入金の返済による支出	△	7,627,217	△	7,925,202
利 息 の 支 払 額	△	974	△	732
公債事務取扱に係る支出	△	8	△	7
財 務 収 支	△	254,937	△	296,367
本 年 度 収 支				
翌年度一般会計への繰入	△	0		—
翌 年 度 歳 入 繰 入		510,454		537,408
資金本年度末残高		58,420		58,295
その他歳計外現金・預金本年度末残高		0		—
本年度末現金・預金残高		568,874		595,703

注 記

1 重要な会計方針

(1) 外貨建金銭債権債務等の換算方法

会計年度末の為替レートにより換算を行っており、換算差額については、合算業務費用計算書の「為替換算差損益」に計上している。(1カナダドル=87.78円)

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度末の市場価格に基づく時価法によっている。市場価格のないものについては、全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている有価証券であり、会計年度末における国有財産台帳価格によって評価している。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産は国家備蓄石油、国家備蓄石油ガス、備蓄石油製品及び売却予定の国有財産であり、評価基準及び評価方法は以下の通りである。

① 国家備蓄石油、国家備蓄石油ガス及び備蓄石油製品

評価基準は、当該たな卸資産は我が国への石油の供給が不足する事態に備えて保有しているものであり、売却を目的とした資産ではないため、取得原価とし、評価方法は油・ガス種別総平均法によっている。

② 売却予定の国有財産

評価基準は国有財産台帳価格とし、評価方法は個別法によっている。

(4) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産(公共用財産を除く)については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法(平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法)によっている。

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。

なお、残存価額まで到達している国有財産(公共用財産を除く)及び物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

地上権等については、国有財産台帳上、取得時点において取得価額は0円で計上され、その後価格改定時に評価額が決定されることから、減価償却は行わず、国有財産台帳価格を計上している。

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(5) 出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のないもの

全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり、会計年度末における国有財産台帳価格(出資先の純資産額に出資割合を乗じた価額)によって評価している。

(6) 引当金の計上基準及び算定方法

① 貸倒引当金

個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分(期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6)を計上している。

③ 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・基本額…勤続年数別の職員数×平均給与×自己都合退職手当支給率
- ・調整額…「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数×想定される調整月額単価×60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源(昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分)に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる割引率について

- ・割引率：3.9%

(令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

③ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債(公債)の会計処理方法

本特別会計における「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(以下「法」という。)の規定により行う国債の交付、償還等に係る会計処理については、以下の方法によっている。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「機構」という。)への国債交付時には、「公債」として負債に計上するとともに「前払費用」として同額を資産に計上する。

また、機構の請求により国債の償還を行った場合には、償還額相当額を「前払費用」から「資金援助交付費」へ振り替えている。

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
玄海原発差止等請求事件	17,778	佐賀地方裁判所 平成24年(ワ)第49号 平成24年(ワ)第133号 平成24年(ワ)第319号 平成24年(ワ)第488号 平成24年(ワ)第696号 平成25年(ワ)第128号 平成25年(ワ)第310号 平成25年(ワ)第455号 平成26年(ワ)第78号 平成26年(ワ)第209号 平成26年(ワ)第322号 平成26年(ワ)第458号 平成27年(ワ)第94号 平成27年(ワ)第185号 平成27年(ワ)第302号 平成27年(ワ)第396号 平成28年(ワ)第47号 平成28年(ワ)第134号 平成28年(ワ)第269号 平成28年(ワ)第346号 平成28年(ワ)第414号 平成29年(ワ)第75号 平成29年(ワ)第160号 平成29年(ワ)第265号 平成29年(ワ)第364号 平成30年(ワ)第100号 平成30年(ワ)第176号 平成30年(ワ)第255号 平成30年(ワ)第357号 平成31年(ワ)第84号 令和元年(ワ)第175号 令和元年(ワ)第289号 令和2年(ワ)第34号 令和2年(ワ)第252号 令和3年(ワ)第27号	玄海原子力発電施設(1号機～4号機)の操業差止め及び損害賠償(平成23年3月11日から操業停止まで1か月あたり1万円)を求めるもの。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
川内原発差止等請求事件	4,926	鹿児島地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 430 号 平成 24 年(ワ)第 811 号 平成 25 年(ワ)第 180 号 平成 25 年(ワ)第 521 号 平成 26 年(ワ)第 163 号 平成 26 年(ワ)第 605 号 平成 27 年(ワ)第 638 号 平成 27 年(ワ)第 847 号 平成 28 年(ワ)第 456 号 平成 29 年(ワ)第 402 号 平成 30 年(ワ)第 562 号 令和元年(ワ)第 426 号	川内原子力発電施設(1号機、2号機)の操業差止め及び損害賠償(平成 23 年 3 月 11 日から操業停止まで 1 か月あたり 1 万円)を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,672	福島地方裁判所いわき支部 平成 25 年(ワ)第 46 号 平成 25 年(ワ)第 220 号 平成 26 年(ワ)第 224 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
浜岡原子力発電所永久停止等請求事件	1,144	静岡地方裁判所浜松支部 平成 25 年(ワ)第 78 号 平成 25 年(ワ)第 673 号 平成 26 年(ワ)第 181 号 平成 26 年(ワ)第 474 号 平成 28 年(ワ)第 303 号	浜岡原子力発電施設(3号機～5号機)の操業差止め及び損害賠償(1人あたり 10 万円)を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	8,855	新潟地方裁判所 平成 25 年(ワ)第 376 号 平成 26 年(ワ)第 134 号 平成 26 年(ワ)第 520 号 平成 28 年(ワ)第 71 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	745	神戸地方裁判所 平成 25 年(ワ)第 1992 号 平成 26 年(ワ)第 422 号 平成 27 年(ワ)第 517 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
大飯原子力発電所運転差止等請求事件	409	京都地方裁判所 平成 24 年(ワ)第 3671 号 平成 25 年(ワ)第 3946 号 平成 27 年(ワ)第 287 号 平成 28 年(ワ)第 79 号 平成 29 年(ワ)第 408 号 平成 30 年(ワ)第 878 号	内閣総理大臣及び 3 閣僚が、「原子力発電所の再起動にあたって安全性に関する判断基準」を公表し、これに基づき大飯原発の再起動を決定した作為並びに経済産業大臣が、大飯 1～4 号機について運転停止又は廃炉を命令しなかった不作為が違法行為として、国(経済産業省及び環境省)に対し、国と関西電力(株)が連帯して大飯原子力発電所 1～4 号機の施設の使用停止するまで原告 1 名あたり 1 ヶ月 1 万円の損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	3,207	大阪地方裁判所 平成 25 年(ワ)第 9521 号 平成 25 年(ワ)第 12947 号 平成 26 年(ワ)第 2109 号 平成 28 年(ワ)第 2098 号 平成 28 年(ワ)第 7630 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件	16	福島地方裁判所 平成 26 年(行ウ)第 8 号 平成 27 年(行ウ)第 1 号 平成 28 年(行ウ)第 2 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故発生時点において同発電所の周辺地域の小学校に入学をしていた者(予定していた者を含む。)について、1 年間の外部被ばくが 0.3mSv/年未満となる地域で教育を受ける権利があることを確認するもの。下級審の結果は国勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,177	岡山地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 174 号 平成 27 年(ワ)第 233 号 平成 30 年(ワ)第 113 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,172	福島地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 217 号 平成 27 年(ワ)第 82 号 平成 28 年(ワ)第 266 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,098	さいたま地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 501 号 平成 27 年(ワ)第 108 号 平成 27 年(ワ)第 1874 号 平成 28 年(ワ)第 2991 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	407	広島地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 1133 号 平成 28 年(ワ)第 912 号 平成 29 年(ワ)第 335 号 令和 2 年(ワ)第 182 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,691	東京地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 5697 号 平成 26 年(ワ)第 20277 号 平成 27 年(ワ)第 9207 号 平成 27 年(ワ)第 22703 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	6,061	福島地方裁判所郡山支部 平成 27 年(ワ)第 32 号 平成 27 年(ワ)第 241 号 平成 29 年(ワ)第 158 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	13,090	福島地方裁判所 平成 27 年(ワ)第 235 号 平成 28 年(ワ)第 299 号 平成 29 年(ワ)第 274 号 平成 30 年(ワ)第 192 号 令和元年(ワ)第 242 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	46,134	福島地方裁判所郡山支部 平成 27 年(ワ)第 255 号 平成 28 年(ワ)第 11 号 平成 28 年(ワ)第 138 号 平成 28 年(ワ)第 253 号 平成 29 年(ワ)第 18 号 平成 29 年(ワ)第 129 号 平成 30 年(ワ)第 319 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	756	東京地方裁判所 平成 27 年(ワ)第 13562 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
福島第一原子力発電所原状回復等請求事件	8,371	福島地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 237 号 令和元年(ワ)第 85 号 令和元年(ワ)第 143 号 令和元年(ワ)第 219 号 令和 2 年(ワ)第 18 号 令和 2 年(ワ)第 169 号 令和 3 年(ワ)第 49 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。また、損害賠償に加え、現状回復として、原告らの居住地(事故時)における空間線量率を 1 時間当たり 0.04 マイクロシーベルト以下とするよう求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,625	福島地方裁判所 平成 28 年(ワ)第 280 号 平成 30 年(ワ)第 44 号 平成 30 年(ワ)第 169 号 平成 30 年(ワ)第 241 号 平成 31 年(ワ)第 39 号 令和元年(ワ)第 118 号 令和元年(ワ)第 200 号 令和 2 年(ワ)第 38 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。また、損害賠償に加え、現状回復として、原告らの居住地(事故時)における空間線量率を 1 時間当たり 0.04 マイクロシーベルト以下とするよう求めるもの。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,021	東京高等裁判所 (原審：横浜地方裁判所) 令和元年(ネ)第 3292 号 令和元年(ネ)第 5000 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	90	東京高等裁判所 (原審：千葉地方裁判所) 令和元年(ネ)第 2271 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	4,850	東京地方裁判所 平成 26 年(ワ)第 5750 号 平成 30 年(ワ)第 6283 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。
大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件	32	札幌高等裁判所 (原審：札幌地方裁判所) 平成 30 年(ネ)第 159 号	大間原子力発電施設の建設・運転の差止め及び損害賠償(1 人あたり 3 万円)を求めるもの。下級審の結果は勝訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	404	東京高等裁判所 (原審：東京地方裁判所) 平成 31 年(ネ)第 1105 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	828	大阪高等裁判所 (原審：京都地方裁判所) 平成 30 年(ネ)第 1445 号 平成 30 年(ネ)第 2537 号	平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第 1 条第 1 項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	132	高松高等裁判所 (原審：松山地方裁判所) 令和元年(ネ)第164号 令和元年(ネ)第192号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	437	名古屋高等裁判所 (原審：名古屋地方裁判所) 令和元年(ネ)第801号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	2,080	仙台高等裁判所 (原審：山形地方裁判所) 令和2年(ワ)第27号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,381	札幌高等裁判所 (原審：札幌地方裁判所) 令和2年(ワ)第199号 令和2年(ワ)第297号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	379	仙台高等裁判所 (原審：仙台地方裁判所) 令和2年(ネ)第311号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	126	福岡高等裁判所 (原審：福岡地方裁判所) 令和2年(ネ)第700号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。下級審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所原状回復等請求事件	1,362	最高裁判所 (一審：福島地方裁判所、 二審：仙台高等裁判所) 令和3年(受)第341号 令和3年(受)第342号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。また、損害賠償に加え、現状回復として、原告らの居住地(事故時)における空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とするよう求めるもの。一審の結果は一部敗訴、二審の結果は一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	65	東京高等裁判所 (原審：前橋地方裁判所) 令和3年(ネオ)第63号 令和3年(ネ受)第62号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は一部敗訴、二審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴。
福島第一原子力発電所損害賠償請求事件	1,392	東京高等裁判所 (原審：千葉地方裁判所) 令和3年(ネオ)第139号 令和3年(ネ受)第151号	平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、同発電所の周辺地域から退避を余儀なくされ、又は放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活をせざるを得なくなったとする原告らが、国(経済産業省及び環境省)に対して「国家賠償法」第1条第1項に基づく損害賠償を求めるもの。一審の結果は国勝訴、被告東電が一部敗訴、二審の結果は一部敗訴。

(注) 訴訟の見込、結果にかかわらず、令和3年3月31日現在の請求金額を記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 141,769 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 57,989 百万円

4 追加情報

(1) 出納整理期間

本特別会計は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収可能性に重大な懸念が生じているもの

債権の種類：石炭勘定から承継した返納金債権

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金 額：20 百万円

債権の種類：補助金の返納金債権等

懸念の内容：納付期限を超えての長期滞納

金 額：1,554 百万円

(3) 財政法第 44 条の資金

資金の種類：周辺地域整備資金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第 92 条第 1 項

内 容：電源立地の進展に伴い、将来発生する周辺地域整備交付金その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置に要する費用を確保するため設置している。

資金の種類：原子力損害賠償支援資金

根拠法令：「特別会計に関する法律」第 92 条の 2 第 1 項

内 容：「特別会計に関する法律」第 91 条の 3 第 1 項の規定による原子力損害の賠償に係る交付国債の償還金等の支出に必要な金額の国債整理基金特別会計への繰入れを円滑に実施するために要する費用を確保するために設置している。

(4) 合算業務費用計算書における収益の計上

- ・「支払利息」において、石油証券の発行高を超過する収入金のうち当期分の 1,448 百万円が計上されている。
- ・「為替換算差損益」において、為替換算差益 4,472 百万円が計上されている。
- ・「資産処分損益」において、物品の処分益等 23 百万円が計上されている。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「―」で表示している。
- ③ 石油公団からの資産、債権及び債務の承継

「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」第 5 条の規定に基づき、「特別会計に関する法律」附則第 66 条第 27 号の規定による廃止前の「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」が改正され、平成 15 年度において、石油の備蓄の増強を図るための国家備蓄石油の取得、管理等並びに国家備蓄施設の設置及び管理を国自らが実施することとなった。

これに伴い、「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」附則第 10 条及び第 12 条に基づき、平成 15 年 4 月 1 日及び平成 16 年 2 月 1 日にそれぞれ国家備蓄石油及び国家備蓄施設に係る資産及び負債（借入金及び公債）を、併せて同法附則第 2 条及び「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」第 10 条の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日に石油公団に係る資産（現金、有価証券）、債権及び債務を石油公団から承継している。

- ④ 資金援助交付費については、法第 46 条第 1 項の規定により令和 3 年 8 月 4 日付けで変更認定された特別事業計画に基づき、令和 3 年度までに 12,132,709 百万円を機構に交付することとしている。（うち、9,839,100 百万円については、令和 2 年度までに交付済み。）

なお、当該交付費を限度とし、毎事業年度において機構に利益が生じた場合には、法第 59 条第 4 項の規定に基づき、当該利益を国庫に納付することとなっている。

- ⑤ 重要な過年度の会計処理の誤謬の修正

過年度の物品の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。

この修正により、本会計年度の貸借対照表において、物品が 294 百万円増加し、資産・負債差額が 294 百万円増加しており、資産・負債差額増減計算書において、無償所管換等が 294 百万円増加している。

附属明細書

1 勘定別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	エネルギー需 給勘定	電源開発促進 勘定	原子力損害賠 償支援勘定	相 殺 消 去	エネルギー対 策特別会計合 計
＜資 産 の 部＞					
現 金 ・ 預 金	384,657	58,843	152,202	—	595,703
有 価 証 券	429,182	—	—	—	429,182
た な 卸 資 産	1,473,777	—	—	—	1,473,777
未 収 金	1,574	1	—	—	1,576
前 払 費 用	—	1	3,660,900	—	3,660,901
貸 付 金	35,112	—	—	—	35,112
他 会 計 繰 戻 未 収 金	—	33,300	—	—	33,300
貸 倒 引 当 金	△ 1,574	△ 1	—	—	△ 1,575
有 形 固 定 資 産	428,558	5,630	—	—	434,189
国有財産(公共用財産を除く)	426,588	162	—	—	426,751
土 地	52,351	33	—	—	52,385
立 木 竹	1,177	—	—	—	1,177
建 物	13,180	126	—	—	13,307
工 作 物	356,704	2	—	—	356,707
船 舶	3,173	—	—	—	3,173
物 品	1,969	5,467	—	—	7,437
無 形 固 定 資 産	91	14	—	—	106
出 資 金	956,149	180,676	7,000	—	1,143,825
資 産 合 計	3,707,529	278,467	3,820,102	—	7,806,099
＜負 債 の 部＞					
未 払 金	58	48	—	—	106
未 払 費 用	17	—	—	—	17
賞 与 引 当 金	32	544	—	—	576
政 府 短 期 証 券	1,163,124	—	—	—	1,163,124
公 債	—	—	3,660,900	—	3,660,900
借 入 金	332,709	—	7,932,195	—	8,264,904
退 職 給 付 引 当 金	496	3,877	—	—	4,373
負 債 合 計	1,496,439	4,469	11,593,095	—	13,094,003
＜資 産 ・ 負 債 差 額 の 部＞					
資 産 ・ 負 債 差 額	2,211,090	273,997	△ 7,772,992	—	△ 5,287,904

2 勘定別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	エネルギー需 給勘定	電源開発促進 勘定	原子力損害賠 償支援勘定	相 殺 消 去	エネルギー対 策特別会計合 計
人 件 費	454	7,522	—	—	7,976
賞 与 引 当 金 繰 入 額	32	544	—	—	576
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	8	205	—	—	214
補 助 金 等	292,137	126,179	—	—	418,316
委 託 費	130,333	21,686	—	—	152,020
交 付 金	—	47,000	—	—	47,000
分 担 金	153	—	—	—	153
抛 出 金	3,826	1,028	—	—	4,854
補 給 金	25,671	—	—	—	25,671
資 金 援 助 交 付 費	—	—	516,500	—	516,500
独立行政法人運営費交付金	165,003	93,642	—	—	258,646
国有資産所在市町村交付金等	6,762	0	—	—	6,763
一 般 会 計 へ の 繰 入	0	1	—	—	1
庁 費 等	688	13,234	0	—	13,923
公 債 事 務 取 扱 費	2	—	5	—	7
そ の 他 の 経 費	85	380	—	—	465
減 価 償 却 費	36,267	2,303	—	—	38,571
支 払 利 息	△ 722	—	—	—	△ 722
為 替 換 算 差 損 益	△ 4,472	—	—	—	△ 4,472
資 産 処 分 損 益	2,529	11	—	—	2,540
た な 卸 資 産 評 価 損	14	—	—	—	14
本 年 度 業 務 費 用 合 計	658,778	313,739	516,506	—	1,489,024

3 勘定別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	エネルギー需 給勘定	電源開発促進 勘定	原子力損害賠 償支援勘定	相 殺 消 去	エネルギー対 策特別会計合 計
I 前年度末資産・負債差額	1,901,422	269,516	△ 7,513,689	—	△ 5,342,750
II 本年度業務費用合計	△ 658,778	△ 313,739	△ 516,506	—	△ 1,489,024
III 財 源	700,408	320,367	257,203	—	1,277,979
1 自 己 収 入	37,075	3,537	257,203	—	297,816
そ の 他 の 財 源	37,075	3,537	257,203	—	297,816
2 他会計からの受入	663,332	316,830	—	—	980,163
一 般 会 計 か ら の 受 入	663,332	316,830	—	—	980,163
IV 無 償 所 管 換 等	722	1,305	—	—	2,027
V 資 産 評 価 差 額	267,316	△ 3,452	—	—	263,863
VI その他資産・負債差額の増減	△ 0	—	—	—	△ 0
VII 本年度末資産・負債差額	2,211,090	273,997	△ 7,772,992	—	△ 5,287,904

4 勘定別の区分別収支の明細

(単位：百万円)

	エネルギー需 給勘定	電源開発促進 勘定	原子力損害賠 償支援勘定	相 殺 消 去	エネルギー対 策特別会計合 計
I 業 務 収 支					
1 財 源					
自 己 収 入					
そ の 他 の 収 入	51,795	3,540	257,203	—	312,539
他 会 計 か ら の 受 入					
一 般 会 計 か ら の 受 入	663,332	316,830	—	—	980,163
出資金の回収による収入	31,351	28	—	—	31,379
前 年 度 剰 余 金 受 入	357,091	50,124	103,238	—	510,454
資金からの受入(予算上措 置されたもの)	—	125	—	—	125
財 源 合 計	1,103,571	370,649	360,441	—	1,834,661
2 業 務 支 出					
(1) 業務支出(施設整備支出 を除く)					
人 件 費	△ 499	△ 8,373	—	—	△ 8,872
補 助 金 等	△ 292,137	△ 126,179	—	—	△ 418,316
委 託 費	△ 130,333	△ 21,686	—	—	△ 152,020
交 付 金	—	△ 47,000	—	—	△ 47,000
分 担 金	△ 153	—	—	—	△ 153
抛 出 金	△ 3,826	△ 1,028	—	—	△ 4,854
補 給 金	△ 25,671	—	—	—	△ 25,671
独立行政法人運営費交付 金	△ 165,003	△ 93,642	—	—	△ 258,646
国有資産所在市町村交付 金等	△ 6,762	△ 0	—	—	△ 6,763
一 般 会 計 へ の 繰 入	△ 0	△ 1	—	—	△ 1
出 資 に よ る 支 出	△ 56,500	—	—	—	△ 56,500
庁 費 等 の 支 出	△ 683	△ 13,556	△ 0	—	△ 14,240
そ の 他 の 支 出	△ 93	△ 337	—	—	△ 430
業務支出(施設整備支出 を除く)合計	△ 681,664	△ 311,805	△ 0	—	△ 993,470
(2) 施 設 整 備 支 出					
建 物 等 に 係 る 支 出	△ 7,415	—	—	—	△ 7,415
施 設 整 備 支 出 合 計	△ 7,415	—	—	—	△ 7,415
業 務 支 出 合 計	△ 689,079	△ 311,805	△ 0	—	△ 1,000,885
業 務 収 支	414,492	58,843	360,440	—	833,776
II 財 務 収 支					
公 債 の 償 還 に よ る 支 出	—	—	△ 516,500	—	△ 516,500
政府短期証券の発行による収 入	1,162,900	—	—	—	1,162,900
政府短期証券の償還による支 出	△ 1,174,700	—	—	—	△ 1,174,700
借 入 に よ る 収 入	225,680	—	7,932,195	—	8,157,875
借入金返済による支出	△ 242,979	—	△ 7,682,223	—	△ 7,925,202
利 息 の 支 払 額	△ 732	—	—	—	△ 732
公債事務取扱に係る支出	△ 2	—	△ 5	—	△ 7
財 務 収 支	△ 29,834	—	△ 266,533	—	△ 296,367
本 年 度 収 支	384,657	58,843	93,907	—	537,408
翌 年 度 歳 入 繰 入	384,657	58,843	93,907	—	537,408
資 金 本 年 度 末 残 高	—	—	58,295	—	58,295
本 年 度 末 現 金 ・ 預 金 残 高	384,657	58,843	152,202	—	595,703